

平成 17 年度

「中国外資政策の法令解釈、
運用解釈調査」

報 告 書

平成 18 年 2 月

財団法人日中経済協会
日中投資促進機構

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

前 書

本報告書は、財団法人日中経済協会から委託を受けて日中投資促進機構が実施した平成 17 年度「中国外資政策の法令解釈、運用解釈調査」の結果をまとめたものである。

内容は、日中投資促進機構のカウンターパートである中日投資促進委員会(会長：商務部薄熙来部長、秘書長：商務部外国投資管理司胡景岩司長、構成部門：商務部、国家発展改革委員会、国家税務総局、税関総署、財政部および地方政府外経貿部門など外資政策に係る中国行政部門)との間で交された中国投資環境に関する様々の法令解釈・運用解釈についてまとめたものである。

第一部では日本側と中国側との質疑応答を、外資政策全般、業種別外資開放、外商投資商業分野管理弁法、税務、外為管理、税関・通関、会計、人事・労務、交通物流、知的財産権、電力問題、その他、という 12 分野に分類し、関心のある分野毎に整理した。

第二部では WTO 加盟 5 年目となる中国の外資政策関連法規の整備状況を、2005 年 1 月～12 月の間に公布・施行された法規を一覧表にまとめることで概況とした。

具体的には、現地進出済の日系企業の関心事項や疑念のある項目について照会したり、見解を問いただしたりしたものである。

一方、中国側の回答は、新政策の相次ぐ制定や回答者の個人的見解が反映されていることなど、日本側の質問または要望に対して必ずしも的を射た回答になっていない内容のものもあるが、中国政府が WTO 加盟公約をほぼスケジュール通りに履行していることなどを受けとめ、今後の中国の投資環境の更なる改善へと長期的方向を注視し、日本企業のためにその校正な運用が図られるようウォッチして参りたい。

最後に、本報告書は中国進出企業や進出予定企業に活用頂き、出来るだけ効率的に中国でのビジネス展開が図られるよう期待するものである。

平成 18 年 2 月

財団法人日中経済協会
日中投資促進機構

目 次

第一部 中国外資政策の法令解釈、運用解釈に関する質疑応答

．外資政策全般

1. 2005 年上半期の日本からの外資導入実績	1
2. 投資奨励産業(全国)	3
3. 投資奨励産業(青島)	5
4. 外資優遇税制の方向性	6
5. 外資優遇税制の方向性	7
6. 外資優遇税制と中小企業進出	8
7. 外資研究開発センター設立の優遇政策	10

．業種別外資開放

1. 人材派遣業	11
2. 墓地関連業	12
3. リース業	13

．外商投資商業分野管理弁法

1. 商業企業認可の審査時間(第 10 条第 2 項関連)	14
2. 商業企業の認可権限委譲(第 10 条関連)	15
3. 経営範囲の変更手続(第 10 条関連、青島)	16
4. 商業企業の設立申請書類(第 12 条関連)	17
5. 経営範囲変更と増資(第 24 条関連)	18
6. 既存企業の経営範囲変更の事例(第 24 条関連)	19
7. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について(第 24 条関連)	21
8. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について(第 24 条関連)	22
9. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について(第 24 条関連)	23
10. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について(第 24 条関連)	24
11. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について(第 24 条関連)	25
12. 保税区企業の経営範囲変更(第 24 条関連)	26
13. 保税区企業の経営範囲変更(第 24 条関連)	27
14. 保税区企業の経営範囲変更(第 24 条関連)	28

15.	保税区企業の経営範囲変更（第24条関連）	29
16.	外高橋保税物流園区企業の貿易権・販売権(第24条関連)	30
17.	商業企業の認可数	31
18.	商業企業における増値税一般納税人	32

．税務

1.	増値税：増値税還付の財源	35
2.	増値税：今後の増値税率について	36
3.	増値税：人民元切り上げによる増値税不還付率への影響	37
4.	増値税：増値税還付と代金回収期間	38
5.	増値税：加工貿易と増値税還付方法	39
6.	増値税：輸出増値税還付率と還付期間	41
7.	関税：繊維製品の輸出関税	42
8.	営業税：技術譲渡費用の営業税免除の審査	43
9.	個人所得税：賞与に関わる個人所得税	45

．外為管理

1.	外資系金融機関に対する債務枠	46
2.	国外機構の保証付き人民元借り入れ	48
3.	国外機構の保証付き人民元借り入れ	50
4.	国外機構の保証付き人民元借り入れ	51
5.	国外機構の保証付き人民元借り入れ	54
6.	国外機構の保証付き人民元借り入れ	55
7.	海外企業への外貨貸付	56
8.	外貨送金：日本円での外貨送金	57
9.	外貨送金：進料加工の輸入決済時の手冊提出	58
10.	設備購入代金の貿易決済	59

．税関・通関

1.	税関：税還付手続きの簡素化	60
2.	税関：「HSコード」の事前申請	62
3.	税関：港での通関(青島)	63
4.	税関：ATAカルネを利用した一時輸入	64
5.	検査：食品検疫検査	65

6.	検査：外国検疫所との見解の相違について	66
7.	物流園区の稼働計画(青島)	67
8.	保税物流園区について	68
9.	保税物流園区：進料加工のみなし輸出	69
10.	加工貿易：金型無償貸与時の認可	70
11.	加工貿易：加工貿易手冊の取得簡素化	71
12.	加工貿易：手冊電子化に伴う情報漏洩リスク	73

. 会計

1.	資本金の再申請措置	74
----	-----------	----

. 人事・労務

1.	雇用確保と当局の対策(青島)	75
2.	労働の流動化問題(杭州)	78
3.	外商投資企業労働管理規定：有効是非	79
4.	外商投資企業労働管理規定：関連法、地方法との関係	80
5.	外商投資企業労働管理規定：探親休暇(第24条関連)	81
6.	社会保険：医療保険制度問題(杭州)	82
7.	社会保険：医療保険適用(杭州)	84
8.	各種規定に関する通達(杭州)・休暇日の設定	85
9.	各種手当てに関する問題(杭州)	86

. 交通物流

1.	道路インフラ(山東省、港湾地域)	87
2.	高速鉄道等による上海からのアクセス(杭州) 高速道路渋滞対策、地下鉄計画(杭州)	88
3.	空港インフラ(青島)	89

. 知的財産権

1.	知的財産権保護対策(杭州)	90
----	---------------	----

. 電力問題

1. 電力供給問題への処置・対策（青島）	91
2. 発電所設立計画（杭州）	93
3. 電力インフラ導入費用（杭州）	95
. その他	
1. 技術集約と現地企業の育成（杭州）	96
2. 進出企業の土地取得問題（杭州）	97
（参考法令）	99
第二部 WTO 加盟 5 年目の中国外資政策関連法規の整備状況	
（2005 年 1～12 月に公布・施行された法規）	127

第 一 部

中国外資政策の法令解釈、運用解釈 に関する質疑応答

．外資政策全般

1．2005 年上半期の日本からの外資導入実績

Q（日本側質問）

：2005 年上半期における外商投資導入実績について、日本からの新規の投資件数、契約額が 2004 年同期に比べて減少していると商務部から説明があった。

この原因・背景についてお伺いしたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：実際、統計上は、2005 年 1 月から 6 月まで、日本から中国への投資件数、契約額は多少下がっているが、日系企業の 2005 年上半期の中国への投資件数、契約額の結果をもって、通年の投資件数、契約額が減少したとはまだ断言してない。

一国の投資状況は、1 年間を通して実際に導入された金額（実行額）から判断する。外国資本全体の実行額は、全体で 3% 程減少しているが、日本の実行額は 2004 年同期比で 20% 以上伸びている。

この結果からも、日本企業は勇気をもって中国へ資金を投入しており、言い換えれば、中国へ投資してリターンが得られるとの自信を持っているといえる。

最近、日本のメディアで、過去の歴史に対する判断や将来の見通しなど中国投資リスクに関する論評を見た。しかし、中国には 13 億の人口が存在し、9% の経済成長率を維持しており、さらに現在は全世界に対して市場が開放されている。

以上の客観的状況から判断しても、中国に対する投資リスクが高まっているという判断はどうして生れるのだろうか。

また、「リスクを押えるため、資金を過度に中国に集中してはいけない」という論評もあったが、仮に多くの資金が一度に集中しても、中国経済が発展すれば、その資金は活用されているのである。それならば、その分余計にリターンが得られるということである。仮に資金を小額で分散投資しても、その場合リスクがないと言えるだろうか。

数年前、中国脅威論という考えがあった。しかし、大きくなるとリスクが生まれるという

考えもある。

もう一言補足すると、商務部は日中投資促進機構と共同で、2005年4月に山東省青島市で「日系企業投資経験交流会」を開催したが、そこでは、日本企業の95%が利益を得ているということだ。

世界中でも、このような国のリスクが高いと言えるだろうか？

2. 投資奨励産業(全国)

Q (日本側質問)

：投資奨励項目とは、付加価値が高い先進技術関連のものだと思うが、今後はどのような産業が奨励項目となるのか教えて頂きたい。

例えば、「自動車産業政策」に加え、最近「鉄鋼産業政策」が発表されたが、今後、他業種でも同様の産業政策が出るのか。

また、鉄鋼でも製品によっては奨励項目になる、というように何か基準があるのか。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：中国は国が大きく、産業の種類は多様で、経済は速いスピードで伸びている。

外国企業の投資分野については、奨励類、許可類、制限類や禁止類といった区分をしているが、これも経済発展に合わせて変化させる必要がある。

奨励類は、一般にハイテク産業と先端技術を採用した農工業を指している。

ハイテク産業には大規模集積回路、ソフト、新素材産業等があり、農工業では先端技術を利用して中国国有企業の改造に役立つもの、農業増産が図れるもの等がある。

更に、中西部地域や東北旧工業基地への投資プロジェクトも奨励類として含まれる。沿海地域において、許可類・制限類のプロジェクトでも、中西部地域では奨励類になる可能性がある。中西部地域の産業特性を活かせる、観光や鉱物資源開発等に関するプロジェクトは非常に多い。

プロジェクトが奨励類の場合、優遇政策によって原材料輸入時の増徴税、関税が免税になる。

中国経済の発展に合わせ、政府はマクロコントロールで奨励産業の種類を変えている。例えば、特定産業に過大投資がされると、製品が過剰生産される可能性があるが、このような場合に政府側で産業に制限をかける。

非常に多くの電力を消費し、環境負荷が高い鉄鋼業、セメント業、電解アルミ業などでは実際に規制が行われた。

鉄鋼業について細かく説明すると、鋼材精錬は中国内で十分な生産能力があるので、外資

に対して制限している。しかし、良質な鋼材や中国で生産できない鋼材は、引き続き投資を歓迎している。

自動車産業も同様で、自動車の先進技術導入や研究開発は優遇するが、一方で、既に国内で十分な生産能力と技術を備えるオートバイについては、一定の制限をかけている。

3. 投資奨励産業(青島)

Q (日本側質問)

：青島市では、特にどのような業種の日系企業誘致を重要だと考えているか。

A (中国側回答：青島市発展改革委員会外経処 董曉英 副処長)

：2つに分けてお答えする。

まず、2004年に国家発展和改革委員会と商務部とが連名で24号令(外商投資産業指導目録2004年改正)を發布したが、その目録内の奨励類261業種、制限類76業種を青島市は依然誘致したいと考える業種である。

次に、青島市の地理的、人的条件、産業構造等の具体的状況に基づいて、青島市の特色である「港湾、観光、海洋」の3大経済の発展に注力することから、「造船・船舶修理、港湾、電子家電、石油化学、自動車、鉄鋼」の6大産業を重点的に発展させたい。

具体的には、造船と船舶修理、自動車部品とタイヤ製造、鉄鋼、石油精製とファインケミカル、電子家電、高効率の農産品生産と副産物加工、新素材、技術集約度の高い機械製造業等が挙げられる。

また、青島市はサービス貿易の外資導入政策を発表しており、経済発展の重要業種の一つと考えている。

4. 外資優遇税制の方向性

Q (日本側質問)

Q : 中国の WTO 加盟後、外資系企業にも内国民待遇が付与され、税制優遇政策も見直されると聞いている。

国家税務総局では何時、どのような変化が起きると考えておられるのか。また、二免三減や内陸地の優遇税制もなくなるという認識で宜しいか。

A (中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員)

A : WTO 加盟により、外資企業に内国民待遇を付与することになっている。

しかし、外資企業を内資企業よりも優遇することは、WTO ルールに反していないと判断している。外資を内資よりも優遇することは、むしろ現在の潮流に合っていると思う。

二免三減や、外資企業への特別な優遇政策を行うかどうか、実施時期についても明確なタイムテーブルはない。政策調整も処理方法が、調整 = 撤廃、調整 = 優遇政策廃止ではない。

現在の優遇政策は、例えば、特定地域を優遇するような地域的傾斜がある優遇政策である。しかし、今後は地域だけではなく、産業政策にもより一層符合した優遇になると思う。

5. 外資優遇税制の方向性

Q (日本側質問)
: 今後の優遇税制政策について教えて頂きたい。

A (中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員)
: WTO ルールに従うと、現在一部の優遇政策は多少の問題を含んでおり、調整を行う必要があるものもあるが、その調整方法は、撤廃ではなく、方向性の調整だと考えている。

現在、外資企業に適用されている優遇政策は、決して WTO ルール違反ではなく、従って今後の一定期間は政策を持続する方向で考えている。

現在の政策は地域型優遇政策で、国の産業政策に連動した優遇政策ではないといえる。今後は、産業政策と連動した優遇政策と地域型の優遇政策とが共存した形に調整されると思う。

ただ、優遇税制が変更されても、即刻ではなく、現在の適用企業に対して、ある程度の過渡期を持たせるだろう。

6. 外資優遇税制と中小企業進出

Q (日本側質問)

：二免三減などの外資優遇政策がなくなると、中小企業の対中進出に陰を落とさざるを得ない。

中小企業が中国で安定した経営基盤を築くには時間がかかる。中国側から見ても外資の優れた汎用技術を導入するには時間がかかると思う。

今後の優遇政策維持など、中小企業への配慮があれば有り難いが、その点について意見をお伺いしたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：中国政府は、日本企業の中でも圧倒的な数を占め、独自の技術・製品を持つ中小企業や彼等の対中投資には大変関心がある。

大企業の主要製品は、既に日本から中国に移転、生産されているが、大企業の生産には中小企業の支えが必要である。

大企業が中国に移転するのなら、これを支える中小企業も同様に進出するのが客観的ルールではないかと思う。

中小企業の投資は外資導入政策の中心の1つになり、多くが中国に進出して成功している。

外商投資企業の奨励政策も、大企業に適用し、中小企業に適用しないことはない。今後、政策が変化しても、中国が必要な技術を持った中小企業が先進的技術分野に投資する場合、また中西部地区や東北地区に投資する場合、優遇政策を享受できる機会は多くなるはずである。

A (中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員)

：現在、優遇政策撤廃の明確な計画はない。将来あったとしても、調整のために過渡的措置が講じられるだろう。

一般に、新旧税法の過渡期、優遇政策の過渡期には二通りの処理方法が考えられる。

一つは、既に優遇政策を享受している既存企業は、契約期間終了まで優遇を受けられる方法。

もう一つは、優遇政策に、5年や10年等の固定期限を設け、期限内で従来の優遇政策を保障するという方法である。

また、今後は税収政策も産業政策と合わせて検討しなければならない。

従来の優遇政策は、殆ど地域性のある、一部地域に対する優遇政策であったが、今後は産業政策により符合した、特定産業に優遇政策を傾斜させるような方向に向かうだろう。これは必ずしも中小企業に不利なことではない。

7. 外資研究開発センター設立の優遇政策

Q (日本側質問)

：外国企業の研究開発センター設立に関する優遇政策を発表予定とのことだが、具体的内容、条件、発布時期などを教えて頂きたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：現在、外資企業の研究開発センターは、700ヶ所程あるが、設立数の増加に伴って、研究開発センター設立に関する要求も増え続けている。

例えば、以前の規定では、研究開発センターが実験や研究開発用に輸入する原材料または実験用品は「消費品または国内販売製品」として徴税されていた。

自動車企業の研究開発センターが、サンプル車を輸入して研究しようとする「輸入車」基準で徴税されてしまい、これは受け入れられないと感じているようだ。

今後は、研究開発用に輸入する試験用品については、できるだけ免税措置を講じるつもりである。また、研究開発センターの所得税計算問題など関連政策も、現在検討中である。

どの種の企業に基づき所得税の計算をすればよいのか、国際的方法に鑑み、比較中である。

皆さんも、研究開発センターの政策に関する提案や国際的な良い方法があれば、参考にしたいので是非知らせて頂きたい。

．業種別外資開放

1．人材派遣業

Q（日本側質問）
：人材派遣業（人材仲介会社）の将来性について教えて頂きたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）
：つまり人材仲介会社のことだと思う。

中国では「人材派遣」という言葉を使わずに「職業紹介」というが、外国企業による人材仲介やヘッドハンティング会社の設立は許可されている。

2. 墓地関連業

Q (日本側質問)

Q : 中国で墓地の開発と販売を検討している。墓地関連業務は制限されるかどうかお伺いしたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

A : 墓地の開発と販売については、民生部から20年前に『外商葬儀投資管理弁法』が発布されている。

一部の外国企業が、葬儀や墓地の分野への投資要望が強いことは承知している。

中国は改革開放以降、国民の生活水準が向上しており、自分の死後にお金をかけたいという人も多い。しかし、そのために土地の乱開発が散見され、農地転用や環境汚染も発生している。そこで、政府関連部門は明確な規定を設け、特に、農地転用案件、環境負荷が高い案件の投資を規制している。

また、これと関連して封建的、迷信的な風習は認められない。興味があれば、具体的規定を見て頂きたい。

3. リース業

Q (日本側質問)

：当社は、2004年8月設立、オペレーティングリース用に測定機、分析機、PC、サーバーなどの設備を購入し、企業にレンタルしている会社である。

最近ではレンタル調達により生産効率が向上するという考えから、外資企業及び中国企業から設備をレンタル調達したいという動きがある。

我々は生産型設備、研究開発型設備を1ヶ月から3年くらいの期間でレンタルするケースが多い。

生産型企業が設備投資をした場合、設備投資の範囲内で増値税が免税されるが、オペレーティングリース企業に対しても、中国企業の設備調達方法の変化を考慮して設備投資に関する恩恵制度をお考え頂きたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：リース業は中国でも投資ポテンシャルが非常に高い業種である。

日本のリース会社は20年前頃から投資を開始した。当時は中国の体制問題や、リース料未払い問題等が存在し、リース会社は様々な困難に直面していた。

現在は、オペレーティングリース会社を設立する場合、審査認可は非常に緩やかになり、審査認可権は地方に委譲している。

本件は、リース設備の投資を免税扱いにできないかという問題だが、率直に言うと、現在は免税扱いにできない。しかし、我々も継続的に検討するので、今後も業界の方からは要望を出して頂きたい。

．商業弁法

1．商業企業認可の審査時間（第10条第2項関連）

Q（日本側質問）

：商業企業の申請から認可までに、どの程度の期間がかかるか。

また、『外商投資商業分野管理弁法（以下、「商業弁法」）に基づいて、今までどの位申請、認可を行ったのか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：申請から認可までの期間は商業弁法の中に明確に規定されているのでご覧頂きたい。

申請、認可件数だが、皆さんがこだわる必要はないと思う。件数自体より、我々が法に基づき申請内容についての許認可作業を行なっているかが重要だ。

もし、我々が所定の手続きを踏まず、決められた期間内に結論を出さない場合は、行政許可法により、皆様から中国政府に抗議することも可能だ。

いずれにしても、企業は実際に自社の経営範囲拡大や商業企業設立ニーズを確認したうえで申請すればよいと思う。

また、日中投資促進機構のようなサービス機関がこうした情報を発信し、ニーズがあればまず申請してみるよう、日系企業に伝えてほしい。

2. 商業企業の認可権限委譲（第 10 条関連）

Q（日本側質問）

：商業弁法の認可権限について、省級商務部門以下に権限を委譲する予定があるか。更なる市場開放という意味での、権限委譲を考えているかお伺いしたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：全てのサービス貿易の開放は段階的に進んでいる。

商業部門の開放も拡大過程にあり、条件が整った時点で審査認可権限を商務部から地方省級部門へ委譲させるつもりである。

商務部は 2005 年前半で既に 200 社以上の申請を受け付けたが、もしこれが 2,000 社に膨らめば、部内の審査部門で処理しきれないので、地方政府に委譲することになると思う。

3. 経営範囲の変更手続（第 10 条関連、青島）

Q（日本側質問）

：青島で、経営範囲を拡大して商業活動を行おうとする日系企業があると思うが、実際にどの部署に申請手続きを行えばよいかご教授頂きたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：規定で非常に明確にされている。企業が経営範囲拡大の変更申請をする際は、青島市の対外経済貿易合作局が受付機関となる。

4. 商業企業の設立申請書類（第12条関連）

Q（日本側質問）

：商業弁法に基づき、独資商業企業を新規に設立する場合、親会社の監査報告書が必要だと現地当局から言われたが、本当かどうか伺いたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：新設企業の場合は、資格審査証明だけでよい。

5. 経営範囲変更と増資(第 24 条関連)

Q (日本側質問)

：商業弁法第 24 条の「経営範囲の変更」について、具体的な申請手続きについて、2004 年 7 月 27 日に商務部が東京で開催した外資政策セミナーで、外資司の胡景岩司長は「経営範囲を拡大する場合は、拡大する事業部分について計画書を出せばよい」と発言された。

しかし、上海のある日系企業は経営範囲拡大の申請の際、増資を要求されたと聞かすが、増資は経営範囲拡大の絶対条件なのか？

一方、当地青島の代表的な大手弁護士事務所と尋ねると、「根拠となる第 24 条だけでは、どのような基準、手続きで「経営範囲の変更」が認められるか判断できない。実施細則がない限り、当面の間この類の認可は難しいのではないか」との説明を受けた。

つまり、「経営範囲の変更」の申請手続きについて依然様々な情報が錯綜しており、一体どうすればよいのか判断できない状況である。

については、商務部の外資関連政策責任者である胡司長および青島市関係部門より、具体的な申請手続きについて、詳しくご教示頂きたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：手続きは簡単である。

まず、契約書、定款の修正を行う必要がある。その後、企業は地元の商務部門(青島では青島市の商務部門)を通して関連申請書類を商務部に提出し、経営範囲の変更手続きを行う。提出書類等について不明点があれば、地元の商務部門に直接問い合わせれば全て明らかになる。

前提として、企業が自ら商務部門を訪問し、意向を説明する必要がある。なにしろ、これは新しい分野の開放であり、企業も政府機関も慣れるまでは一定時間がかかるだろう。

開始したところ、新規設立の許認可は比較的早く下されている。ただし、既存生産型企業の経営範囲拡大の許認可については、現在具体的に進めている状況である。

6. 既存企業の経営範囲変更の事例(第 24 条関連)

Q (日本側質問)

：商業弁法第 24 条で規定されている「経営範囲の変更」により、既存の外商投資企業が経営範囲の拡大を認められ、商業分野へ参入したケースはあるか？もしあれば、具体例を提示頂きたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：商業分野の開放も含む中国の対外開放に原則があることは皆様に明確に申し上げたい。原則とは、WTO 加盟時の一連の公約の遵守、もう一つは、経済発展のニーズに則った開放である。

これにより、中国が一部分野について WTO 公約を前倒して実行したり、ひいては約束をしていない分野でも対外開放を行っている理由がお分かり頂けると思う。

逆に私が皆さんにお聞きしたいのだが、本日会議に参加されている日系企業の方で、現在は生産型企業だが、既に商務部或いは青島市の商務部門に対して経営範囲の拡大を申請した企業はいるだろうか？

(どうやらないようであるので)皆様には「梨の味を知るためには、まず自分で食べてみることだ」という中国の諺を紹介したい。

中国側では既に関係法令を制定している。企業側で経営範囲を拡大する必要があるれば、中国関係当局に申請してみなければならないということである。もし申請に際して、問題があれば商務部が明確に指摘する。

他所から伝え聞いた話と実際の状況は同じ結論に至らない。申請もせずに、噂や伝聞に固執しては、企業の戦略上の誤解を招くことになるだろう。

ここで、皆さんに明確に申し上げるが、この商業弁法が公布・施行されてから、新規の外資商業企業設立の申請だけでなく、既存外資企業の経営範囲拡大の申請についても、商務部では一貫して申請を受理し、許認可業務を続けている。従って皆さんがお聞きになっているのは全く実態に則していない情報だと思う。

実際のところ日系企業で経営範囲を拡大し、批准されている企業もある。日本のマスコミ

にも大きく取り上げられている。皆さんは青島にいるので、場合によっては、そのような情報がいち早く掴めていないかもしれない。

7. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について (第24条関連)

Q (日本側質問)

：商業弁法第24条で規定されている「経営範囲の変更」について、経営範囲の拡大が認可されにくい理由として、税務上等で生産性企業の優遇措置と、本来優遇のない商業企業の取り扱いを税務上でどのように取扱っていくか通達上明確になっていないからであると聞く。

その場合、いつ頃、関連通達が出るのかご教示頂きたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：新規に商業企業を設立するにしても、経営範囲を拡大するにしても、この点は個々の企業の状況に関係している。

企業によっては自社の経営範囲をより拡大したいと希望しているだろう。しかし、一部の企業が、自社の経営範囲について、法律で禁止されていないなら全て行えると考えて申請するケースや、また、「販売」が国策で開放されたのだから、小売も卸売も全て取り扱えるような経営範囲に変更したいと申請するケースが予想される。

しかし、このような要望を出されても許認可部門としては戸惑ってしまう。一体その企業が小売業を行いたいのか、流通業を行いたいのか、既存の生産型企業を維持していくのか、それとも今後サービス業に展開するのか等、申請時にはっきり説明できないのである。

各企業によって状況が異なるという問題を解決するには、関係部署と企業間で明確なプロセスが必要となる。

例えば、増資の問題があるが、生産型企業が、大幅に買付を拡大して販売、小売などを行うつもりならば、その場合は当然増資を求められるだろう。小規模販売ならば増資をせずともすむ場合もある。つまり、各社の具体的な状況により区別し、判断する必要がある。

また、例えば、ある生産型企業が、これまで生産型企業の活動を主業として展開する中で、親会社の製品の一部を中国国内で販売する、または中国国内から一部商品を調達して販売する等、調達商品が自社や親会社の業務の関連商品であれば、生産型企業の付帯業務として位置付けられるので、許認可されやすいだろう。

対照的に、複数店舗や大規模な出店を計画するような場合は、商業弁法以外にも、小売店舗に関する特別な基準があるので、それらの具体的な状況を鑑みて、個別に対応するというのが現在の商務部の姿勢である。

8. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について (第24条関連)

Q (日本側質問)

Q : 優遇税制の適用に関して、生産型企业、非生産型企业を調整した通知が出るのか?

A (中国側回答: 国家税務総局国際税務司税政処 王増明 処長)

A : 既に施行されている規定で対応する。

A (中国側回答: 商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

A : 現在の優遇政策は、生産型企业では二免三減の適用、設備輸入時の免税適用などがあるが、商業分野、サービス分野に進出すると、優遇政策が取消され割に合わないのではないかと進出企業は心配していると思う。

はっきり申上げるが、生産型企业が経営範囲を拡大しても主要業務が既存の生産事業で、付帯業務として一部の輸出入販売活動を行うのなら、納税時も税務部門は明らかに生産が主要業務であるとみなし、生産型企业として扱うと思う。

しかし、従来の生産活動を止めて、貿易や小売、卸売などを主業とするなら、その企業は生産型企业ではなく、非生産型企业とみなされ、税金の扱いも、非生産型企业の徴税規定に従うことになるだろう。

9. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について (第24条関連)

Q (日本側質問)

Q: 現在二免三減を受けている生産型企業が経営範囲を拡大し、商業分野に従事した場合、引き続き優遇税制を受けることができるのか。売上高の割合で決まるなど制限はあるのか。

A (中国側回答: 国家税務総局国際税務司税政処 王増明 処長)

A: ご承知のとおり、外国企業所得税法は1991年に公布、施行されたものだが、当時は外資企業の商業分野への投資は奨励されていなかった。

税法や関連実施細則を見ると分かると思うが、優遇税制は主に外資の生産型企業に対して体现されている。最も普遍的なのは、生産型企業でかつ10年以上の経営期間を持つ場合、利益が出た年から所得税の二免三減が付与されるというものだ。

企業の性質、進出地域、業種によっても若干異なるが、非生産型企業に対しては基本的に優遇税制はない。

実際、生産型企業が製品生産の他、同時に非生産型の業務を兼業するようなケースを見受けるが、このような場合、主業の生産型企業の売上げが全体の50%以上あれば、依然として二免三減の優遇政策を享受することができる。

一方、生産型企業ながら、生産型の範囲を超えて商業活動を行うケースにはまだ遭遇したことがない。(あるかもしれないが、それ程多くはないだろう。)なぜなら、ここで我々が定義する「商業活動」とは、「他人の製品を仕入れて販売をする」ことで、多くの企業が行っている「自社製品を自社や子会社で販売すること」は商業企業にはなりえない。

優遇税制の適用時には、生産型企業と非生産型企業の区別の問題が出てくるが、関連文書を見て頂ければ本問題は解決できると思う。

(補足: 2005年4月2日『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題に関する通知』で、生産型企業が経営範囲を変更後も引き続き生産型企業である場合、その販売営業収入は、一般に企業の総売上額の30%を超えないと規定)

10. 既存企業の経営範囲変更-優遇税制について (第 24 条関連)

Q (日本側質問)

：生産型企业で経営期限が 10 年である場合、10 年経過しないうちに、新たに商業分野の経営範囲を拡大申請する場合、これまで享受してきた優遇措置はどうか。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：それは投資者の意向にもよる。

税法規定で、経営期限 10 年以上の生産型企业に対して、黒字転換後 2 年間は所得税免除、3 年間は所得税半減という優遇政策がある。

しかし、生産型企业が経営範囲を拡大し、販売または卸売に携わり、従来の生産を全てやめて輸出入業務に特化し、サービス型企业になる場合は中国側も改めて検討することになるだろう。

よって企業が経営範囲の変更を申請する際には、新たに拡大した販売活動と生産活動の占める割合を明確にするよう要求される。

11．既存企業の経営範囲変更-優遇税制について（第24条関連）

Q（日本側質問）

：売上に対する販売の割合が30%に達しなければ優遇政策が引き続き享受できると聞いているが、正確にはどうだろうか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：それは一つの大きなラインである。

具体的なことはやはり税務局に確認して頂きたい。販売の割合が何割が妥当かどうかは、企業の皆様にもお分かりになるだろう。

Q（日本側質問）

：販売の割合には自社製品の現地販売は含まれないと考えて宜しいか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：自社製品の現地販売も含まれる。販売部分が、会社全体の売上に占める割合を指している。

12. 保税區企業の経営範囲変更（第 24 条関連）

Q（日本側質問）

：商業弁法第 24 条の「経営範囲の変更」について、生産型企業以外に、保税区内の貿易企業からも「経営範囲の変更」を行って名実共に保税區外貿易を行いたいとの要望が出ている。保税区内貿易企業についても、他企業と同様の手続きで良いのか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：保税区内貿易企業について、経営範囲拡大は、原則上は可能と申し上げたものの、保税區は特殊地域であり、保税區企業の基本的性格上からも、単純に変更手続きをすれば良いというわけではない。保税區独自の外貨管理規定、税収管理規定に合致する必要がある。

つまり、保税區企業は、全ての関連規定等に基づいて手続きを行う必要がある。実際の運用はかなり複雑だが、できるだけ明確化すべく、現在関係部署と調整中である。

ただし、保税區企業が煩雑な手続きを踏まなければ経営範囲を拡大できないなら、新規に商業企業を設立するほうが容易と考える企業もあるだ。

13．保税區企業の経営範囲変更（第24条関連）

Q（日本側質問）

：商業弁法について、商務部外資司の胡景岩司長より「保税區企業についても税関総署、外為管理局と調整した結果、貿易権、販売権を持つ企業の設立について明確にした」という発言があったが、保税區での商業企業設立に関して新通知が出たのか。保税區企業の経営範囲修正、拡大ができるかと解釈して宜しいか。また、取扱品目、取扱金額に何か規制があるか教えて頂きたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：2004年の外資政策セミナーでも同様の質問があった。2004年、私は、保税區企業はこの商業弁法で排除されていないと回答した。

但し、保税區は特殊地域であり、税関管理、外為管理など特別な管理制度がある。保税區企業を取扱うには、色々な調整が必要であり、我々に検討時間をいただきたい。

中国側ではどのようにするかについては明確になっている。具体的方法も、まもなく皆さんにお伝えできると思う。

取り扱いについては、さほど複雑にならないと思う。原則は、既存企業の経営範囲拡大も、保税區での新たな商業企業設立も、すべて商業弁法に合致しなければならない。品目・金額も、商業弁法に従うことになる。

手続きにはプロセスがあり、そのプロセスは商業弁法の規定に従って行う。保税區内でも既に商業弁法に従って許可を取得した企業がある。

14．保税区企業の経営範囲変更（第24条関連）

Q（日本側質問）

：保税区の生産型以外の企業も同様の扱いがされると解釈して宜しいか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：生産型企業でも非生産型企業でも、いずれも商業弁法に従って申請が可能である。

15. 保税区企業の経営範囲変更（第24条関連）

Q（日本側質問）

： 商事会社が商業企業の設立を申請する、または保税区の商事会社が経営範囲の拡大をする場合、生産型企业と違った何らかの制限があるのか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司胡景岩 司長）

： 商事会社や商社であっても、生産型企业であっても、申請はいずれも商業弁法に合致しなければならない。

貿易会社や商事会社でも、看板を架け替えるだけで商業企業になれるわけではなく、商業弁法に従って、改めて申請をしなければならないということを忠告したい。

16 . 外高橋保税物流園区企業の貿易権・販売権(第 24 条関連)

Q (日本側質問)

: 外高橋物流園区では、商業弁法による貿易権と販売権の取得は可能か。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司胡景岩 司長)

: 物流園区は保税區の中にテストケースとして作ってみたものである。物流園区は元より保税區の中にあるので、保税區内での商業企業設立規定が適用される。

17. 商業企業の認可数

Q (日本側質問)

：外資商業企業は上海市に多く設立されたいわれているが、広東省ではどの位批准が下りたのか教えて頂きたい。

A (中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長)

：新規認可された商業企業について、各省別の統計はない。しかし、どの分野、業種においても広東省の投資はかなり上位であるといえる。

広東省の人は非常に頭の回転が速く、政策変更に敏感で直ぐに行動を起こす。元々の投資環境も優れており、外資企業も集中している。きっと多くの商業企業が認可されていると思う。

18. 商業企業における増値税一般納税人

Q (日本側質問)

：商業弁法によれば、小売が 30 万人民元、卸売が 50 万人民元の最低登録資本金で商業企業を新規に設立できるが、我々の情報では、登録資本金が 500 万人民元以上、従業員数が 50 名以上でないと、増値税領収書(発票)が発行できないと聞いている。

設立当初の企業にとって、資本金 500 万人民元と従業員 50 名以上の条件をクリアすることは難しい。

増値税領収書(発票)の取扱い不可については、上海の関係部門(対外経済貿易委員会など)に問合わせていたが、明確な回答を得ていない。この規定について商務部及び国家税務総局の見解を伺いたい。

A (中国側回答：国家税務総局国際税務司税政処 王增明 処長)

：小規模納税者の認定問題だと思う。

中国では増値税領収書の管理を強化しており、2004 年には通達国税発明電[2004]37 号及び国税発明電[2004]62 号を出した。

商業企業に対する一般納税者認定を更に厳格化した理由は、増値税領収書に絡んだ脱税や税の騙し取りの多発、それも小規模商業企業による違反が多いという現状がある。

小規模商業企業には、オフィスだけ借りて、具体的業務を展開せず、増値税領収書の発行を金儲けの手段に使うなど、脱税や税の騙し取り行為を行う者がいる。

一方、生産型企業は、拠点や実体がある生産活動をしているので脱税や税騙し取りは少ないといえる。

この状況を鑑み、増値税領収書の管理を強化した。

一般納税者認定を受けるにはまず帳簿を整えなければならない。

新規設立企業は、一般納税企業と見なされるまでの一定期間、指導を受ける必要があり、税務当局の立会い検査も義務付けている。

設立当初、規模が小さくて、増値税領収書を税務局から発行してもらえない場合の対応策

として、税務局による増値税領収書の代理発行制度がある。

税務総局は2004年に通達37号と62号を相次いで発行したが、やはり皆様にはコンプライアンスを守り、通達通り業務を行って頂きたい。企業が要件を満たせば増値税の領収書を交付する。

Q (日本側質問)

: 税務局の増値税領収書の代理発行だが、額面、金額の規制があるか。

私が聞いた話だと、代理発行の上限は額面で1万人民元とのことである。

取引が大きい場合、例えば100万人民元だったとすると、1万人民元の領収書を100枚発行してもらわなくてはならない。このような実態から、実際の取引も滞る難題に直面する。

A (中国側回答：国家税務総局国際税務司税政処 王増明 処長)

: もし、大きな取引があるならば、いっそ小規模納税者をやめ、一般納税者の資格を取ったらどうか。

Q (日本側質問)

: 当該企業は資本金500万人民元の条件はクリアしているものの、従業員50名の条件は満たしていない。

一般納税者扱いには、同時に両件を満たさなければならならず非常に困っている。

A (中国側回答：国家税務総局国際税務司税政処 王増明 処長)

: いずれも設立後1年を経過すれば、一般納税者として認定されるので、この場合は1年後には解決されると思う。

この条件を設定する理由は、新規企業に一定の準備・指導期間を設け、きちんとした企業に成長してもらうためである。

また、500 万人民元の資本金だが、もしも 500 万人民元の売上に達していれば、間もなく一般納税者として認められるだろう。

繰り返しになるが、これら規則（37 号と 62 号）を出した背景には、商業企業による増値税の騙し取りや脱税問題の多発がある。

我々もこのような規定は商業企業には厳しすぎることは分かっているが、規定がある以上は、規定に基づいて実行しなくてはならない。

・税務

1. 増値税：増値税還付の財源

Q（日本側質問）

：増値税還付の財源は、75%が国家負担、残りの25%は地方政府負担になっている。実際に原材料の仕入地と製品の販売地が違う場合、ある地方政府では還付ばかり発生する所も出てくる。そのため、25%の負担を止めた地方政府があるという情報を聞いている。

このような事実があるのか。あればどのような対応を講じる予定なのか伺いたい。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：増値税還付の地方負担の25%を負担したくないと主張する地方政府は沿海部に集中すると聞いているが、中央政府の政策を実施しないと断言できる地方政府はないと思う。

問題の核心は、一部の地方政府が感情的に不満を持っていることだと考えている。従来、増値税還付が実行されないことが多々あった。

元来、還付は国家財政から支出していたが、財政が厳しくなるにつれ予定通りに還付されなかった。そこで還付財源の75%を中央、25%を地方が負担するという改革が行われた。その負担に対する地方政府の不満により未還付が発生している。

還付については、中央政府も研究を行っており、理論上も期限無しの未還付は認められない行為だと考えている。

この後2005年8月に増値税還付の負担比率が中央政府92.5%、地方政府7.5%に調整された。

2. 増値税：今後の増値税率について（05.7、広島）

Q（日本側質問：製造業）

：中国へ商品を輸出する際の増値税は17%である。この増値税は、今後変化があるのか。あるとすれば、どのように変わっていくのか教えて頂きたい。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：17%の増値税税率の変更について、現在明確な構想はない。

増値税政策には、増値税変更とテストケースがあるが、それに基づき実施範囲の拡大を検討しており、税率はまだ何も考えていない。

また、欧米諸国と比較しても、中国の増値税率17%は決して高くはない。従って、今後調整があっても、税率を引き下げる可能性は余り大きくないだろう。

3. 増値税：人民元切り上げによる増値税不還付率への影響

Q（日本側質問）

：人民元切り上げにより、人民元の価値が上がったが、輸出時の増値税不還付率は、今後はどうなっていくのか。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：輸出税還付率は、2004年1月1日に一部の製品について還付率が調整されたが、個別製品の還付率増減は、国務院が最終的に決定する。

4. 増値税：増値税還付と代金回収期間

Q（日本側質問）

：弊社は江蘇省南通市に組立工場を設立し、現地で組立と輸出を行っている。増値税還付問題について、部品の仕入時に支払った増値税は、製品の輸出時に 12～13%程度が還付されると聞いている。

しかし、海外の販売先に送金ベースで販売(=輸出)した際、代金が3ヶ月以内に中国に届かない場合は、増値税が還付されないという情報があった。

販売代金の回収期間が3ヶ月というようなルールが各地方政府毎で決まるのか、全国統一的な規定があるのか教えて頂きたい。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：海外からの代金回収期間は、地方政府が独自に決めることではなく、国が統一的に決める問題である。

また、3ヶ月以内に送金がないと増値税還付が受けられないという規定はない。

ただし、増値税還付申請の必要書類の一つ「外貨送金の為替伝票」がないと税金の還付申請はできない。

しかし、決済条件によっては、3ヶ月以内に代金回収ができないケースもあるので、厳密に3ヶ月以内でなければ増値税が還付されないことはないはずである。地元税務当局に理由を申請すれば、考慮されるのではないかと。

A（中国側回答補足：事務局）

：3ヶ月以内に人民元転をしなければならぬという規定が過去にあったが、それを指摘されたのではないかと。

5. 増値税：加工貿易と増値税還付方法

Q（日本側質問）

Q：加工貿易に関する税金の扱いについて伺いたい。

委託加工は原材料の輸入時に課税方法は、何れの方法をとったらよいか。

材料輸入時に課税せず、輸出時も税金の還付がない方法

材料輸入時に課税して、輸出時に還付する方法

免除・控除・還付

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

A：中国での加工貿易は、来料加工と進料加工との2種類がある。来料加工に比べ、進料加工は扱いが非常に複雑である。

進料加工は、基本的に輸入時に課税、輸出時に税金免除という方法である。具体的には「免除・控除・還付」方式で税金還付を行うが、現在は、税関と税務総局の規定で矛盾がある。

税関規定では、来料加工、進料加工共に、材料の輸入時に保税扱いになるので、輸入時には課税されず、国内の仕入税の控除が発生しない。一方、税務総局規定では、輸入時課税、輸出時還付となっている。

この矛盾の解決方法は2種類ある。1つは、税関の保税扱い方式である。輸入時に輸入税をかける方法は現実的には難しい。

もう1つは、税関総署が行う国内課税を撤廃、つまり流通税を課税しない方法である。流通税を課税されないことで、加工後の製品輸出時も還付がない。つまり「不徴収・不還付」方法である。

この方法は、一見合理的だが、現実的にこの方法は、あまり多くない。一部の広東、沿岸部地域では「不徴収・不還付」方法をとっているが、この方法だと増値税ルールと関係してくるので、ほとんどの地域では輸入時に増値税を課税、輸出時に輸出増値税を還付するという方法をとっている。

現在、合理的な方法を関係機関などで研究、検討している。

Q (日本側質問)

Q : 「免除・控除・還付」の方法を行った場合の還付税率はどのくらいか。

A (中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員)

A : 「免除・控除・還付」にせよ、「先取り後戻し」にせよ、還付方法の選択の違いだけで、還付の結果、つまり還付税率はどちらも同じである。

唯一の違いは、資金の問題である。「先取り後戻し」を選んだ場合は、還付が期限通り行われず、資金が思うように戻らない場合がある。「免除・控除・還付」方式の場合は、このようなりスクは少ない。

6. 増値税：輸出増値税還付率と還付期間

Q（日本側質問）

：輸出増値税還付は、いつ、どのくらい還付されるかが不明瞭で、10ヶ月近く待たされたケースもあると聞く。

すぐに還付ができないなら免税保証金の徴収免除を要望する意見もある。

A（中国側回答：浙江省国税局 朱崢 科長）

：外商投資企業の輸出増値税還付は、「免除・控除・還付」方法が採られている。

「免除」は、生産型企業が自社製品を輸出する際、生産過程で発生する増値税を免除する。

「控除」は、生産型企業が自社製品を生産する際に使用する原材料、部品、動力などを仕入れる際に発生する仕入税を控除する。この仕入税は、商品販売時に納付すべき税金から控除できる。

「還付」は、当月間に、仕入税が納税すべき税金(売上税)を上回って控除しきれない場合、控除できない部分を還付する。

現在の輸出税金還付のメカニズムや還付税率はいずれも明確に定め公表しており、企業側の申告書類に不備がなければ直ぐにでも税金が還付されるはずである。

もし、還付が長く待たされるならば、恐らく2つの状況が考えられる。

1つ目は新規設立企業の場合である。新設企業は最初に発生した取引から起算して12ヶ月以内は税還付をしない。12ヶ月を経過して13ヶ月目からは「免除・控除・還付」方式で税還付が実施される。

もう1つのケースは、外商投資企業が国産設備を購入した場合である。その際は税金を徴収後に税還付を行う方法をとっている。還付額計算時には増値税の納税伝票のチェックが必要だが、伝票自体の入手の他、税金還付にも時間がかかることが考えられる。

しかし、一般企業に対しては、税還付は直ちに実行されているはずである。

免税保証金の徴収問題については調査を行ったが、保証金は徴収していないのでこのような問題が生じるとは思えない。一体どの地域でどのような保証金が徴収されているのか。もし、税金関係の保証金であれば、再度調査して回答したい。

7. 関税：繊維製品の輸出関税

Q（日本側質問）

Q:2005年1月から繊維輸出に際し、輸出税を賦課するという通知が発布されたが、2005年4月になって一度撤回、またその後、一部の繊維製品については輸出税が復活するという経緯があった。

繊維製品の輸出に対する今後の税賦課について伺いたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

A:本件は、投資とは直接関係がないが、繊維製品に携わっている企業は、輸出税賦課問題に関心が高いだろう。企業によっては、中国での生産活動に若干支障があるかもしれない。

商務部の薄熙来部長もこの問題について記者会見を行ったことがある。

しかし、本件は、詳しく説明をすると他の質問に答える時間がなくなってしまうので、いずれ機会を見つけて詳しく説明したい。

8. 営業税：技術譲渡費用の営業税免除の審査

Q（日本側質問）

：2004年7月1日より、技術譲渡費用の営業税免除の審査認可が廃止になったとのことだが、いつから適用されるか？

例えば、

- ・2004年7月以降の契約から適用されるか
- ・契約が7月以前でも請求が7月以降なら適用されるか
- ・送金が7月以降であれば審査が不要か

など、具体的に教えていただきたい。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：営業税の減免は、会社の設立日とは関係しない。

技術移転契約の時期や技術移転料の支払時期に関係する。企業の設立や登記の時期とは直接の関係はない。

Q（日本側質問）

：技術譲渡契約の締結後、実際の支払いまでに1~2年かかる契約についてはどうなるか。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：従来規定では技術移転契約の締結の時期、技術料の支払い時期についてずれがあったが、現在は、契約時期、支払時期に一切関係なく、財税字[1999]273号（以下、「273号文件」）の審査認可条件に基づき照合しなければならない。

273号文件で営業税免税条件に該当する企業なら、免除手続きを行うことができる。但し、実際の操作上の問題はなかなか複雑であり、多くの地方では営業税を徴収している場合もある。

このような場合は、企業の要求に基づき、現地税務機関で税金を還付してもらうか、今後

支払う営業税との相殺手続きを行うこともできる。

Q（日本側質問）

：例えば、2004年7月1日以前に契約を行っている場合、273号文件での免税対象になっても、免税申請の必要是非は現地の税務局に都度問合わせるのが確実か。また、2004年7月1日以降に締結した免税対象の契約なら、登録以外は手続き不要ということか。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：行政法に基づくと、審査認可手続きの必要がなくなった。事前の審査認可手続きは不要になり、条件に合ったものは自動的に免税措置が講じられる。税務局へは関連資料を届け出るだけで、審査認可の必要はない。

9. 個人所得税：賞与に関わる個人所得税

Q（日本側質問）

：年1回の個人賞与の所得税課税に関する規定（国税発[2005]9号令）について伺いたい。

通常日本人は、年2回賞与を取得するが、その場合はこの9号令は全く適用されないのか、または2回の賞与のうち1回分だけ適用を受けるのか。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：本規定では年1回しか適用できない。例えば、年2回の賞与を支給している場合、2回のうち、金額の大きな1回分を選択して、9号令を適用させることしかでない。

Q（日本側質問）

：通常年2回賞与の対象期間は6ヶ月だが、賞与のうち1回だけを選択した場合は6で割るのか、それとも12で割るのか。

A（中国側回答：国家税務総局国際税務司 宋哲 助理調研員）

：年2回の賞与があっても、そのうち1回だけを12ヶ月で割って計算する。

今回の改定では、従来、賞与については全く費用控除が認められていなかったという状況から12ヶ月で割って費用控除が認められることになった。過去の制度に比べれば十分良くなっていると思う。

年2回以上の賞与について適用すると、年3回、年4回と際限がなくなる。

．外為管理

1．外資系金融機関に対する債務枠

Q（日本側質問）

：2004年から2005年にかけて、外資系金融機関の支店に対して、短期債務については国家外為管理局が、中長期債務については国家発展改革委員会がそれぞれ銀行の支店に枠を設け、計画的に外貨融資をするよう指導がある。

多くの金融機関が既に枠をもらっているが、枠が足りない銀行もあるようである。各銀行への枠の設定について、今後の方針に関して意見を伺いたい。

A（中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員）

：これは外資銀行の外債管理政策に基づく調整である。

今後の外為管理政策は、内国民待遇により近づけることにより、外資銀行と内資銀行の区別をなくしていく。

そのために、外資銀行の業務範囲や業務対象に対し調整を行わなくてはならない。

これまで外資銀行の外債管理は行っていなかったが、国全体での金融リスクを考えた場合、全国的な管理を行う必要がある。

外資銀行が内国民待遇により国内銀行とみなされると、外資銀行の外債も全体的に把握する必要がある。

外資銀行の円滑な外債業務の保証と同時に、外債の全体規模を把握しなければならず、関係部門は、全体の枠や規模の検討には大変頭を悩ませた。

国家発展改革委員会による中長期債務管理、国家外為管理局による短期債務管理、いずれも非常に緩やかな管理体制になる。

全体の規模の設定は、まず外資銀行が前年の発生額に基づき、自ら額を申請し、1年間は調整ができる。また、枠が足りなくなる等の特別な状況が発生した際、特別申請が可能である。

つまり、我々は管理者として全体規模や操作方法を絶えず検討し、より科学的なものにしていくつもりである。

A (中国側回答補足：事務局)

: 中国進出企業が中国国内で外貨を借り入れる場合、日系銀行に頼むことが多いと思う。ところが、日系銀行での貸し出しには枠があって、突然企業が非常に大きな金額が必要になっても、その支店では貸せないことがある。

その場合、A 銀行の上海支店では借り入れができないが、対外債務登記は必要になるものの日本の本店からの借り入れはできることがある。(但し、取引銀行にある日突然お金がない、ということがありえるため、今後の資金計画のときに参考にして頂きたい。)

2. 国外機構の保証付き人民元借り入れ

Q (日本側質問)

：国家外貨管理局が2005年1月26日に公布した『2005年国内外資銀行短期外債指標の認定に関する通知』(匯発[2005]4号)の目的・意図についてお伺いしたい。

この通知は、2005年4月1日から外資企業が国外企業(通常は親会社)からの外貨保証・担保に基づいて中国内の外資銀行から借り入れた人民元は短期外債とみなすというものである。

従来から「総投資額と登録資本金の差額は、短期外債残高と中長期外債累計の合計以上でなければならない」(総投資額 - 登録資本金 短期外債残高 + 中長期外債累計)という制約があったが、今回、短期外債の定義として、親会社からの外貨保証(外貨担保)に基づいて国内外資銀行から借り入れる人民元を新たに加えるということになった。

進出日系企業が人民元建ての借り入れを行う際、日本の親会社の保証もしくは日本の取引銀行発行のスタンバイ信用状を担保にする場合が多く、今回の改正が進出企業に与える影響は大きい。

企業の対応策としては、取引銀行へ信用扱い(=親会社保証なし)での融資を要請する。工場や機械設備を担保に中国国内銀行から借り入れする。増資を行って、総投資額を増加させる、などの方法が考えられるが、中小企業にはいずれも実施困難だと思われる。

これは進出日系企業の資金調達方法を著しく制限し、結果、中国進出の障害となる恐れもある。

最後に、2004年6月26日施行の『国内外資銀行外債管理弁法』により、外債の定義が従来から大きく変更されたのに続き、今回の変更である。常に改善がなされているのだと思うが、今回は日系企業の中国進出の障害となる恐れがあるので、再度変更を検討していただきたい。

A (中国側回答：中国人民銀行 青島市中心支行 国家外貨管理局青島分局
資本項目管理 楊東 処長)

：質問は2つに分かれていると思う。

具体的には、2004年7月1日施行の外資銀行の外債にかかる政策調整、もう1つは、2005年4月1日施行の外国企業の担保で中国国内外資系銀行から人民元借り入れをする場合の政策調整である。

まず、この2政策の背景と意図を説明する。

近年来、中国のマクロ経済の変化に伴い、従来の「外資の流入は緩和し、流出は厳しく制限する」という外資政策から、「収支バランスをとる」という考え方に変わってきている。

2004年下期から、外貨管理関連制度の調整も正にこの考え方を体現している。

まず、第一に、外資系銀行に対する外債管理制度の調整は、外資系銀行と中国系銀行の政策格差縮小に狙いがある。両方の銀行に対し、公平かつ相互利益がある競争環境を作ることが、本来の目的である。

例えば、2004年、外債管理制度の適用により、外資系銀行は、自己判断による外貨貸し出しや定期的に債権者を集め外債登記ができるようになった。

これは、外資系銀行にも、外資系企業にも便宜を図った制度で、中国の内国民待遇の現れだと思う。

但し、外資系銀行に対する外貨管理政策の調整は、浸透まで多少時間がかかるかもしれない。例えば、2005年4月1日施行の『2005年の国外外資銀行短期外債指標査定業務に関する通知』で、外国からの担保に基づく中国国内での人民元借り入れ政策の調整は、外資系銀行だけでなく、国内銀行にも共通である。本来この政策の目的は、国が外債管理を強化し、外債に関する統計と監視を整えることである。通常の借り入れには何ら規制されるものではない。

外貨管理局が関心があるのは、あくまでも外国の保証機関が約束した履行状況の把握、つまり保証機関の約束履行が外資政策調整に対して与える影響である。

本政策は施行されたばかりで、我々も実施効果について注目している。外貨管理局は近日中に、外資系銀行を集めて懇談会を開く予定である。

政策により発生した問題に対しては、随時上級機関に報告していくつもりだ。

3. 国外機構の保証付き人民元借り入れ

Q（日本側質問）

：外貨担保付人民元借り入れの解釈について、投資総額と登録資本との差額までは借り入れできると理解しているが、今後この規定が外されるという話も聞いている。今後のスケジュールについてお伺いしたい。

A（中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員）

：外商投資企業は内資企業と異なり、外債借り入れ時に審査認可は必要ないが、投資総額と登録資本との差を限度とする貸し出し枠の制限がある。

これは『外資企業法』によって規定されており、当分は変更の可能性はないと思う。投資総額と登録資本との差が足りなくなった場合は、増資するしか方法がないと思う。

事務局注釈：登録資本金を増額せずに総投資額を増やすことができるとの商務部判断もあり。

4. 国外機構の保証付き人民元借り入れ

Q (日本側質問)

： 国外機構の保証付き借り入れ制限の件でお伺いしたい。

日系企業が中国に現地法人を作り、現地の銀行から借り入れる場合、日本の親会社が保証を差し出すのが一般的である。

2005年4月から、人民元借り入れ、外貨借り入れの何れも外債登記をしなければならず、借り入れ額も進出企業の総投資額と登録資本金の差額しか認められない。

新規に進出する企業であれば、総投資額と登録資本金に注意をすれば良いと思うが、既に中国に進出して何年も経ち、短期借り入れ制限を既に越えている企業は、中国の国内銀行に担保を提供して借り入れを行うか、借り入れ枠を増やす為に増資をしなければならないなど、大きな制限を受けている。

投資過熱抑制の為かもしれないが、進出日系企業の活動を盛んにするためにも、本規定の運用については若干の見直しと検討をお願いしたい。

A (中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員)

： 質問の内容について、一部は事実だが、一部では誤解がある。

外国企業が担保を差し入れて、中国内の日系企業が借り入れをする制度は1992年から始まった。1999年までは日系企業の資金調達方法は、外債借り入れと中国国内銀行の融資の2通りだった。

外国からの外債借り入れの場合、外資企業は事前申請の必要はないが、事後登記は必要であり、その登記も、投資総額と登録資本金の差額における枠の範囲内で行う制限があった。従って、投資総額と登録資本金の差が外債の限度額であるという考えは従来からの概念でもある。「外資企業法」でも、外資企業の総投資額は外債と使用済流動資金及び登録資本の総和として計算しなければならないという条項がある。

2004年までは中国国内の外資銀行から融資される金額は既に外債とみなされていた。従って、外資銀行の借り入れ限度額とは、今回の文書によって新規に設けられたものではな

い。

1997～98年のアジア金融危機の際、中国も外貨危機の状況に陥り、外資企業への融資が困難になったので、外国の親会社が担保を差し入れて、投資総額から登録資本金との差額を超えた人民元の借り入れや外貨の人民元交換が発生した。

つまり、外貨を担保に中国国内で人民元を借り入れた際、故意に人民元を返済せずに外貨として担保履行することを繰り返す、つまり、外貨を人民元に換える動きである。

国は外債規模の調査を行っているが、外資企業の外債の成長が早い。

中国の外貨準備高は非常に速いスピードで増加しているが、これは正常取引の他、異常な外貨転換取引の結果でもある。

これらをふまえてマクロコントロールの必要性が出てきた為、2004年5月に『国内外資銀行外債管理弁法』を公布し、これら業務の具体的な操作方法を明確にした。

本弁法の調整点は3つほどあったが、企業の立場から見ると、結果的に資金調達が困難になったと感じられるかもしれない。

重要な問題は、どの時点で総投資額と登録資本金とを計算するか、また、中国の国内銀行で業務を取り扱えないにも関わらず、当該業務を行った場合の違法取引を如何に認定するか等、日中間で認識の差がある。

企業の反応に対しては、当局でも真剣に対応を検討している。

調整の際、管理部門から3つほど注意すべき問題がある。

まず、経済の全体的発展の為に、外資企業の全体規模、外貨から人民元への交換問題、また、全債務中の短期借り入れ割合の管理などのマクロコントロールが必要である。

次に、登記での調整である。

つまり、国外の親会社が担保を提供する際、中国国内で偶発債務の登記をする。この場合、担保が履行されなければ外債にはならないので、企業利益に配慮した非常に合理的方法だと思う。

最後は、政策を悪用した違法な金融操作を防止するためのホットマネー（より大きく儲かる投資機会を狙い国際的に瞬時に流れ込む投機資金）対策である。

具体的には、外資銀行の外債管理の調整である。外資銀行と内資銀行を同待遇化する中での、

矛盾の表れだと思う。

今後も同様の調整が必要になってくると思う。

何れにしても、突然外資銀行から借り入れができなくなるような制限はない。

A (中国側回答補足：事務局)

：「投資総額」の概念は、『外資企業法実施細則』により、「登録資本と借入金との和」とされている。

借入金には外貨、人民元とは書かれていないが、実際の運営上は、人民元を借りる際は登記がいらず、いくらまで借りられるのかは分からない。ところが、外債は、登記が必要なので明確にいくら借り入れしているを判断できる。

本来は登録資本、借り入れ額があり、人民元と外貨を全部足した上で投資総額の枠内に収めなければならないが、これを行っていない企業も随分ある。借り入れについては、これまで外貨しか管理できなかったのが実態である。

ところが、今回の規定で人民元の借り入れも、親会社の保証を付ける場合は偶発債務という名目で登記しなければならなくなったので、外債が増え、総投資額を超えてしまったという実態がある。

外資銀行から日本企業へ貸出を行う場合、今では外債扱いも、登記もしない。日系銀行から人民元を貸し出すときに親会社が担保を提供しているときは、偶発債務の登記が必要である。将来は保証、履行する場合は、外債登記をしなければならない。

現在の中国の外貨管理方針は、外資系銀行自身の短期外債の枠はいくらまで貸して良い。例えば、5億ドルなら5億ドル、その中でなら自由にやっても良い。日系銀行に対する予算が決まったと捉えた方が宜しい。

よって、ある企業がまとまった金額を貸りたくとも、日系銀行は実は枠が決められており、今年の予算では対応できない可能性がある。

外貨管理局の王巡視員が仰っていたが、現実的に対応できない時には、ケースバイケースで枠の見直しを行う場合もありえる。

5. 国外機構の保証付き人民元借り入れ

Q（日本側質問）

：短期運転資金借り入れについて教えて頂きたい。

借り入れ額は、投資総額と登録資本との差額の範囲内に収めなければならないのか？

金額、期間などによっては投資総額と登録資本との差額におさめなくてもよいのか？

A（中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員）

：投資総額と登録資本との差額が外債の枠となるが、これは外債についてのみの規定である。

外債は1年以上の中長期と1年以下の短期に分かれるが、全て差額の範囲内に収めなければならない。しかし、中長期外債は暦年の合計額、積算合計額を計算し、短期外債は一時期の残高を指す。2つの概念は違うので、それぞれの計算方法は異なる。

6. 国外機構の保証付き人民元借り入れ

Q (日本側質問)

： 国外機構保証付きの人民元及び国内外貨借り入れについてお伺いしたい。

2005年10月21日の新通知によると、偶発債務登記を行う際には借り入れ契約金額を、外債借り入れ可能額、即ち総投資額から資本金を引いた差額以内に収める必要はなくなったが、保証履行をする際は、引き続き他の外債と合算して外債借り入れ可能額に収める必要がある。

これでは保証があっても外債借り入れ可能額を超える部分は保証履行ができず、保証の意味をなさない。外資企業の資金調達に大きな影響が出ている問題であり、引き続きご検討をお願いしたい。

A (中国側回答：国家外為管理局浙江分局 吳水平 処長)

： 担保の問題だが、担保は外債と関係がある。国民経済の安全性、改革開放の円滑な進展と維持のため、一部分の外債は管理し、統制をとっている。

外債管理の規定は「投資総額と登録資本との差の管理」である。投資総額と資本金の差と企業経営の前提は一致している。

投資総額と登録資本との差額の範囲内での融資でも、外国から借り入れる場合、担保を履行する場合も外債になる。

契約時から、担保が履行されるなら、当初から外債とみなされるべきだが、担保は融資の利便上行われており、契約を履行する可能性がある意味では、我々は見直しをしております。

人民元融資で担保が付く場合は、債務者登記の必要はなく、債権者つまり債権銀行が登記をする。

その際の担保枠は、投資総額と登録資本との差額の枠に算入しない。この方法により融資を受ける側が円滑に行いやすくなる。

ただし、担保が実際に履行される可能性もあるので、担保履行が普遍的にならないよう望んでいる。

担保金額が投資総額と登録資本との差額を上回った場合、個別の事案として解決する。外貨管理局の会議でも、この問題は非常に明確に解決された。

7. 海外企業への外貨貸付

Q（日本側質問）

：外貨借入れは外為管理局に登録する必要があるが、海外企業への外貨貸付も外為管理局に登録する必要があるか。

A（中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員）

：外貨管理の立場からは、国内から海外に融資をする際は、海外からの外債を作るのとは違う。

8. 外貨送金：日本円での外貨送金

Q（日本側質問）

：中国で収益を得た場合、日本円で送金することができるか。

A（中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員）

：正式に認可をされている企業なら、董事会決議を行い、納税証明等を取ることができれば送金を行うことができる。

9. 外貨送金：進料加工の輸入決済時の手冊提出

Q（日本側質問）

：外貨送金についてお伺いしたい。浙江省では進料加工貿易の輸入決済を行う場合、輸入企業は銀行に対して進料加工登記手冊の提出が必要だが、実際には他の書類で確認可能であり、提出の必要はなくなっているのが現状である。上海では既に提出不要となっている。

手冊提出は輸入企業にとっては負担である。提出不要にして頂くなど、見直しをお願いしたい。

A（中国側回答：国家外為管理局浙江分局 吳水平 処長）

：中国では、1996年12月から經常項目については為替が自由化され（＝外貨と人民元との交換が自由化）、現在は外貨両替について制限がない。

但し、經常項目の外国為替は、真実性があるって合法であることという条件がある。取引の真実性および合法性は銀行がチェックするが、そのために関係規定を設けている。

ご指摘の進料加工の登記手冊の問題だが、我々も問題意識を持っている。經常項目担当の經常項目処の処長とも議論したが、手冊提出を撤廃する可能性はあると考えている。

プロセスには国家外為管理局經常項目管理司の許可を得なければならないが、間もなくこの問題は解決されると思う。

10. 設備購入代金の貿易決済

Q (日本側質問)

：外資企業が増産に伴って、日本の親会社から設備を輸入する場合、設備購入金額が高額のため、キャッシュフローを考え、分割支払（例えば 10 回）をしたいと考えている。

分割払いの支払期間が、3 年あるいは 5 年であった場合でも基本的には貿易決済として考えてよろしいか。

A (中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員)

：本当の貿易取引であれば貿易決済である。

．税関・通関

1．税関：税還付手続きの簡素化

Q（日本側質問）

：日本から部品を輸入したが、通関後に破損品を発見したので、返品して再度代替品が無償輸送される事になった。

しかし、返品時の税還付手続きには約1ヶ月かかると言われ、取引先の納期に間に合わないので、結局代替品を正規輸入した。

返品時の税還付には以下の3つの手続きが必要だとのことである。

青島出入境検疫局に不良申請、現物確認、報告書入手（約2週間）

黄島税関輸出科に返品申請、現物確認、報関単入手（約2週間）

黄島税関輸入科に代替品無償輸入申請、税関審査、免税許可（約2週間）

これらを経て、最後に代替品引取りが可能になる。

急ぎの件の場合は、まず代替品の入手を行い、事後手続きを行っても税還付が受けられるようにならないか。また、税還付関連手続きの簡素化や日程短縮も検討して頂きたい。

A（中国側回答：青島出入境検疫局 聶華民 副処長）

：まず、この件については事前に調査を行った。

御社から当局への返品や代替品の輸入手続きの正式申請は行われていないようだ。

また、検疫局での作業期間は2週間という話だが、恐らく他所から聞いた話で、検疫局に正式に問合せをした回答ではないと思う。

先ほどの輸入品の中に混ざった破損品の返品や代替品の輸入問題は、検疫局でも聞いたことがある。

現在、中国では貿易量が大幅に増えているが、中央政府も地方検疫局に対して、一段と高いレベルのサービスを提供するよう求めているので、何とか時間を短縮すべく努力している。

検験局の業務に関わる作業時間は、近々一般公開される見通しだ。

本件の場合、正式申請から現場検査を経て、最終的に報告書を発行するまでの所要期間は、通常長くて一週間以内だと思う。

また、納期が非常に差し迫っている場合、取引先との正式な契約書などの証憑書類を提出頂ければ、『非常に急いでいる場合は急いで処理をし、特別な事態に対しては特別な対応を行う』という原則によって配慮するつもりだ。

但し、一部の企業では、本当はさして緊急ではないのに、繰り上げ処理を要求するケースもあったので、裏づけの証憑をきちんと提出して頂きたい。

A (中国側回答：青島税関通関処 黎明 処長)

：発言者は、税関の政策について全般的には理解されているが、具体的状況には一部誤解があるようだ。

本件は、税関用語上の「無償の代償貨物の輸出入」に該当する。無償で貨物交換を行うためには、以下の書類が必要となる。

破損品に関する輸入時の通関申告書(報関単)、品物の不具合を証明する検験検疫局発行の確認報告書、御社とサプライヤー間のクレーム協議書である。

書類を揃えたうえで、破損品の返品、償却、破棄のいずれかを選択する。

輸入品は、輸入当初は徴税対象だが、返品か破棄かをして初めて、税関は代替品の輸入時の免税扱いを講じることが出来る。

検験局による確認や輸出入手続きを経るので、大まかなに所要時間を推測したのではないか。

所要時間を短縮するには、手続関連部署と円滑な関係を保つことである。例えば検験局や税関の手続は事前申告により時間短縮が可能である。本件については、実際に行動していないようだ。

他には、返品手続きが完了する前に、正規手続きで代替品を輸入する場合、税関に保証金を預けた上で手続をすれば、返品手続き完了時に保証金が払い戻される、という方法もある。

2. 税関：「HS コード」の事前申請

Q (日本側質問)

：原料の輸入検疫や商品開発のスピード化のためにも、「HS コード」の事前申請を認めていただけないか？

また、「HS コード」毎の検験局への申請必要書類を開示していただけないか。

現状では中国にスムーズに輸入できる原料でしか加工食品を生産できないが、事前申請を認めて頂ければ今後の中国食品産業の発展にも繋がると思う。

A (中国側回答：青島税関通関処 黎明 処長)

：税関では「預帰類(再輸出用)」と呼ばれている HS コードの事前申請を行なうことは完全に可能である。

具体的にどういうケースがあるかは、別途、青島税関の関税処と直接連絡して頂きたい。

Q (日本側質問)

：例えば、サンプルにインボイスをつけて通関するなどしないと、事前申請は不可であり、なかなかスムーズにいかないケースもある。今後考慮頂くようお願いしたい。

A (中国側回答：青島税関通関処 黎明 処長)

：その点は規定なので、了承頂きたい。

3. 税関：港での通関（青島）

Q（日本側質問）

：港の通関について伺いたい。

青島では、前湾港と青島港の2港が国際港として機能している。最近は企業の納期が短縮されつつあり、航海日数の短いフェリー輸送を多用するケースが増えている。

これら2港は税関システム上では互いにリンクしていると聞いているが、利便性をより増すため、書類上の通関だけでも、何れの税関でも申告できるシステムを構築して頂けないか。

A（中国側回答：青島税関通関処 黎明 処長）

：2つの異地税関における通関問題だが、通常、申告税関は貨物の所在地でなければならない。

青島税関では、「中国電子港」というペーパーレス通関システムの構築を急いでいる。このシステムを活用すれば、どこでも税関申告が可能になる。

ただし、現在はペーパーレス通関の適用対象は輸出貨物のみという制約がある。

今後は、輸入貨物に関しても、このペーパーレス通関を実現させるべく、プログラム開発などを模索中である。

部門間のネットワークやリンクの構築にもよるが、本システムが構築されれば、基本的にはライセンス管理下の一部貨物以外は全てペーパーレス通関が適用されるだろう。

通関環境の改善は、順を追って徐々に完備する過程が必要であることをご理解頂きたい。

4. 税関：ATA カルネを利用した一時輸入

Q（日本側質問）

：研究開発センター用の一時輸入の関税・増値税は、税関での特別な取扱が必要だという話があった。

現状では、展示会用途以外の ATA カルネ（関税・増値税を払わずに一時的に輸出入できる通関制度）を使った一時輸入は認められていないが、展示会用途以外に ATA カルネ制度の利用が認められる方向に向かっているのか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：仮に消費されるのもので、研究開発用ならば別枠の扱いが必要だと考えているが、展示会と同様に、一時的に持ち込んで、使用後にまた持ち出す方法は聞いたことがない。そのような使い方もあるかもしれないが、新しい要望であるため、我々も新しい規則を検討する必要がある。

Q（日本側質問）

：企業が製造ラインの検査のため、一時的に測定機を使用する需要がかなり多い。その際に、一時輸入の制度があればよいと考えている。関係部門でも是非ともその方向でご検討願いたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：これは一時的に持ち込むものの用途にもよる。

例えば、研究開発の測定用であれば、免税になると思うが、生産型企業が、生産の正常な測定に使用する設備なら、これを研究開発センターと同様に考えることはできない。

企業の性格からみても、奨励類企業のこのような設備は免税になるが、非奨励類企業では免税にすることはできない。

また、当然ながら、純粋なサービス企業が、専門的に測定を行うために設備を輸入した場合も免税にはならない。

5. 検査：食品検疫検査

Q（日本側質問）

：昨今、「スーダン色素」などが問題になっているが、食品安全は、中国でも大きな問題として取り上げられている。

そこで、中国では多岐にわたる食品製造用原料の増加にどのように対応しようとしているのか教えて頂きたい。

A（中国側回答：青島出入境検疫局 聶華民 副処長）

：中国の食品製造用原料は多岐にわたっており、その数も増加傾向にある。

食の安全に関わる食品原料輸入については、検疫局は非常に重視している。

日常業務中も有害物がよく検出されるが、我々は有害物質のリスク分析を行い、危険物が検出された場合には検疫局が勧告を出すという対策を取っている。

[参考]

～スーダン色素について～

スーダン色素（工業用油脂等に使用される赤色の色素、着色料）は、2003年にEUでインド産食品への含有を発見以降、中国産食品を含め、輸入時検査を強化してきた。

今般、中国国内で、スーダンを含む加工食品が発見されたとの情報を入手した。念のため、着色料を使用する中国産加工食品について、スーダンの含有是非を確認するため自主検査の指導を行い、その他食品はモニタリング検査の強化を行う。

（経済産業省食品安全部監視安全課 2005年4月1日発表記事）

6. 検査：外国検疫所との見解の相違について

Q（日本側質問）

：検疫局では、日本の動植物検疫所との見解の相違に対してコミュニケーションをとっているのか。

例えば、日本から「殺菌済み胡椒」を輸入する場合、中国側は「植物検疫証の提出」を要求し、日本側は一度殺菌済みなので「植物検疫証は提出できない」等ということがある。

これは両国の法制度の違いが原因の問題でもあり、すぐに解決できないかもしれないが、両国政府間での討議の機会についてお伺いしたい。

A（中国側回答：青島出入境検疫検疫局 聶華民 副処長）

：中国の動植物検疫法では「輸入食品原料は輸出国が発行した検疫証明書と原産地証明書を検疫当局に提出しなければならない」と明記され、義務付けられている。

青島出入境検疫検疫局はあくまで執行部門に過ぎないが、日本の検疫機関とコミュニケーションを図ることは全く問題ない。

中国の WTO 加盟後、検疫局は多くの諸外国と対外協力・交流を強化、多くの国と検疫に関する二国間協定を確立した。

例えば、EU の検疫機関はミッションを派遣して、国家出入境検疫検疫総局、そして青島出入境検疫検疫局の実験室にて、検疫、検査手段について技術交流、技術視察などを行っている。

この話をお伺いしたことで、検疫関係のルートを通じて、早速、国家出入境検疫検疫総局に報告したい。

今後、日本の検疫機関との相互訪問、相互交流が一層進むことを祈念している。

また、今後も、経済貿易交流の更なる発展につれ、意思疎通、コミュニケーションは更に強化されるものと思う。

7. 物流園區の稼働計画（青島）

Q（日本側質問）

Q: 青島物流園區について、税関の設置時期など具体的な稼働計画をお伺いしたい。

A（中国側回答：青島税関通関処 黎明 処長）

A: 青島物流園區の具体的な今後のスケジュールだが、2005年5月末に国の関係機関による立会い検査が行われる予定である。検査に合格すれば物流園區が稼働する。

A（中国側回答：青島市交通委員会政策法規処 李樹誠 副処長）

A: 青島市の物流業の発展について紹介する。

現在、1,300社程の物流業者が青島で業務を展開し、うち360社が前湾港の周辺に位置している。

青島市政府は物流業の発展を非常に重視しており、例えば第13期市政府では第38回会議を開催し、物流業発展を重点問題として研究している。

青島市交通委員会でも、現在、近代物流業発展の総合計画を策定中だ。

また、中央政府9省庁の共同発表文書「中国の物流業の更なる発展に関する意見」に基づき、幾つかの重点分野に力を入れていきたい。

最後に、青島市で中国初の物流活動会議が開催されることをお知らせする。他にも青島市物流業協会や研究会などの関連団体の設立も検討されている。

8. 保税物流園区について

Q（日本側質問）
：保税物流園区について教えて頂きたい。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）
：国全体でも、物流が大きな課題となっている。

「港区連動」という言葉があるが、現在、優良港港に隣接する保税区内で、物流を円滑にし、十分に機能を発揮させるために保税物流センターが設立され、倉庫、流通、税関、輸出入貿易の機能が円滑に行えるか試験中である。

税関では、物流の便宜を図るため、サードパーティーロジスティクス、貨物輸送、貨物代理のなどに関する業務規定も定めた。近代的かつ専門的で各種物流機能が集中した物流センターが設立される。

9. 保税物流園区：進料加工のみなし輸出

Q（日本側質問）

：進料加工で、一度香港に輸出し、再輸入するケースがある。

保税物流園区の機能を使えば「みなし輸出」になるというが、実際にはどうなるのか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：過去には、中国の対外貿易規定により、一旦香港へ貨物を輸出入する所謂「一日遊」で対応する企業があった。

しかし、この行為は国の規定に違反している。企業側は、一日でも香港を介せば正当な輸出入となり、法律違反ではないと主張するが、実際には不合理であるうえに企業側にも大変負担がかかる行為だと思う。

これまでは、商品の一次加工、二次加工、三次加工という過程で、一旦輸出した方が企業側に有利だったが、現在、政府の各種対策により、状況をクリアにしているので、企業側が、貨物を香港へ持ち出してまた戻す「一日遊」の必要性がなくなっている。

保税物流園区は、商品を一周させて輸出入する場所ではなく、物流のための地域である。

10. 加工貿易：金型無償貸与時の認可

Q（日本側質問）

：日本の親会社が、現地法人に金型を無償貸与することがあるが、昨今の中国国内製金型の品質が向上しているため、親会社が中国の金型製造会社から金型を購入し、現地法人に無償貸与することも考えられる。

中国製の金型を、一旦日本に輸出してから中国に再輸入することなく、中国国内で無償貸与する場合、外貨管理局で特別に許可が必要か教えて頂きたい。

A（中国側回答：国家外匯管理局資本項目管理司 王雅範 巡視員）

：貿易輸出関連で外貨管理局が管理することは基本的にない。

輸出入時は、照会消込の手続きが必要だが、外貨管理局が管理することはないので、特に問題ないと思う。

11. 加工貿易：加工貿易手冊の取得簡素化

Q（日本側質問）

：税関から、全通関業務をデータ化するよう指示を受けているが、非常に企業側の負担になっている。

加工貿易手冊の取得にあたり、インターネットと現物の二重審査が行なわれているが、時間がかかりすぎており、どちらか片方にできないだろうか。

A（中国側回答：杭州税関 楊英儿 副処長）

：通関業務のデータ化が非常に負担になっているとのことだが、通関業務は、現在全てデータ化しており、特に負担になるような問題はないと思う。

負担というのは、加工貿易手冊の取得のデータ化、電子化を指しているのではないか。

加工貿易手冊の取得手続きは、加工貿易が始まって既に20数年が経つが、一貫して書類審査を行っている。これは税関側にも、企業側にとっても煩雑な作業となっている。

従来から一貫して手冊制度をとっているものの、手冊の紛失、輸入品と輸出品の消し込み手続きに漏れや間違いがよく発生するので、それらを防ぐために、現在の紙製の手冊を電子化しようとする動きが始まった。

つまり、手冊電子化の作業は始まったばかりで、税関も試行錯誤の段階である。よって全ての加工貿易企業に対して手冊の電子化を要求しているわけではない。

現在は企業規模が比較的大きい会社、加工量が多い会社、または信用度の高い会社を選択して、税関が試行している段階である。これから徐々に普及していこうと考えている。

手冊電子化には多くの利点がある。

まず、書類の場合は、企業担当者は資料提出の都度税関に通う必要があるが、電子手冊の場合は直接通う必要がなくなり、時間的、物的労力が大幅に軽減する。また、電子化によって加工貿易企業に対する税関の管理監督がさらに正確になる。

勿論、電子手冊は新しい試みであり、企業の多くが親しみをもてないことは理解できる。企業は、紙の手冊を持って税関に赴いて通関手続きを行うことに慣れているのである。

この方法は始まって間もないため、電子手冊に全て切り替えるわけにもいかず、従来の書類の資料のチェックをする方法も並存しているのである。

ご指摘の、インターネット審査と現物審査との二重審査とはこのことを指しているのではないかと思う。

12. 加工貿易：手冊電子化に伴う情報漏洩リスク

Q（日本側質問）

：加工貿易手冊の電子化に伴う情報漏洩リスクに対し、税関当局はどのような情報管理を行っているか。

A（中国側回答：杭州税関 楊英儿 副処長）

：税関の情報管理の安全性は国家関係機関の認証を取得しており、電子化による情報漏洩リスクについて心配はないと考えている。

税関のネットワーク「中国電子口岸」で、税関の各種情報管理、輸出入貨物および企業のデータは、安全性、機密性とも厳密に管理されている。

「電子口岸」は数年間の運営実績があるが、情報漏洩は未だ発生していない。加工貿易手冊の電子化データは「中国電子口岸」のほんの一部分に過ぎず、情報漏洩の可能性は全くないので、企業の皆様は安心して頂きたい。

．会計

1．資本金の再申請措置

Q（日本側質問）

：中国での総投資額は資本金の額によって最低 1.7 倍から最高 3 倍となる。会社設立時に誤って 1 倍で申請した場合、再度申請する場合には救済措置があるか。

総投資額の変更や資本金の積み増しは簡単に認められるか。

A（中国側回答：商務部外国投資管理司 胡景岩 司長）

：投資総額と登録資本金の比率は、法律で明確に規定されている。

投資総額が 300 万ドル以下の場合、登録資本金は投資総額の 70%でなければならないといわれており、また、投資金額が 3000 万ドル以上の場合、登録資本金は 3 分の 1 でよいと思う。

一般的に、企業は規定に厳格に従って手続きを行わなければならない。

但し、一部の特殊プロジェクト（例：道路工事など）は、政府の許可を経て適宜緩和することも可能である。

投資総額の変更は、企業内容の重大な変更となるため、当初認可した政府機関に変更申請をしなければならない。

．人事・労務

1．雇用確保と当局の対策（青島）

Q（日本側質問）

：労務問題の中でも、昨今は雇用の確保が困難になっている。

沿海都市部にて、管理職人材の確保は勿論のこと、一般工員の雇用もますます困難になってきている。

進出企業側が、適正賃金の維持、福利厚生充実等に努めるのは当然だが、一方で、中国側関連当局の対策についても伺いたい。

A（中国側回答：青島市労働保障局 李然 副局長）

：青島市で労働力不測問題が深刻化したのは2004年下期頃からだが、単に労働力確保という観点ではなく、労働力問題が青島市の今後の経済発展に重要な影響を与えるものだと考えており、本問題については非常に重視している。

中国で、雇用問題が非常に深刻化する中、何故労働力不足が発生するかというと、単なる労働力不足ではなく、構造的な人材不足だと思う。

具体的には2つの側面があり、1つは労働集約型業種（紡績・繊維・アパレル・食品加工・電子製品等）の一般ワーカー不足、もう1つは、高い技術を必要とする業種の高級技術者（技能工）の不足である。

労働集約型業種のワーカー不足は、給与や待遇が低さが一因かと思う。

青島市の労働集約型業種の一般ワーカーの給与平均は、珠海デルタや長江デルタないし環渤海の其他地区と比べ、月給ベースで200～800人民元程安い。

一般ワーカーは、基本的に教育レベルと技術力が低く、ほとんどが農民工である。本来、農民工の給料・処遇に対する期待値は一般にそれ程高くない。しかし、中国では三農問題解決のため、農民に対して一連の優遇策を適用した。結果、農家の税負担は大幅に軽減し、農民の収入も全体的に増加した。

それにより、例えば一般ワーカーとして300～500人民元程度の月給しかもらえないなら、出稼ぎに行かず、むしろ農作業に従事する方がベターとされているケースがあり、そこから

農民工不足問題が発生してきたようだ。

また、労働環境にも問題がある。

休暇も取れずに長期にわたって残業を強いられ、給与保証もないような、合法的な権利が確保できない過酷な労働環境が長く続いてきたので、農民工がこういう業界で働きたくない原因になる。

但し、青島の殆どの日系企業は、処遇面・労働環境面・福祉厚生面において他国企業と比べても優れており、魅力が大きいといえる。現在は日系企業でも一時的に労働力不足問題が発生しているが、他の外資企業に比べ、状況は悪くないはずだ。

日系企業の信用と評判は比較的良いので、短い期間で、この問題は解決されると思う。

労働保障部門も現在対策を急いでいる。

その1つに、労働者と企業とのマッチングサービス提供がある。とりわけ2005年の第1四半期、特に春節明けから、我々は青島の労働力補給の拠点になる中国の100以上の都市や辺境地区と契約を結んだ。

例えば、2005年2月時点の労働力不足は10万人以上だったが、4月にはそのうち6万人以上の労働力が確保された。

また、外資企業のために専門人材募集会の開催を月1回から月2回に強化し、また今後は毎週開催を予定している。

更に、雇用関連情報のモニタリングや分析作業にも注力している。例えば、中国の複数の経済開発地域にモニタリング拠点を設け、業種・地区・職能毎の給与状況等の関連情報を収集、分析して政府の関連機関に提供している。

例えば、労働集約型産業であるアパレル・水産品加工・電子製品の一般ワーカーの場合、以前は、新入社員で月給400人民元位で募集できたが、現在は、700~1,200人民元位が必要となる。

同時に、我々は労働環境の整備にも注力し、政策を調整して、各種の人材が青島に集まって、企業の求人が確保されるよう努力している。

一例を挙げると、各企業が労働法に基づき中国の労働政策を実施するよう管理監督を強め、最低賃金の確保、残業代の迅速な支給等を求めている。

そして、三者協調体制を更に強め、未払い給料の適時支給を促すなど、労使双方の調和の

とれた関係構築を目指している。

2005年第1四半期からは、農民工が加入しやすい低所得層の労働者向けの社会保険制度を構築した。養老保険・労災保険制度の整備を通じ、企業が農民工を大量雇用する際のコスト問題に対する解決の一助とする。

また、技能工不足問題の対策のため、2005年から青島市政府は2億人民元をかけて、職業教育制度や技術訓練用拠点を整備した。

1つは、各種の研修機関を無料で活用できる公共の訓練基地である。機械電力設備や電子、石油化学の環境分野、溶接などの技能養成の為に無料で使用できる。

また、個人が自費で就業前研修を受けて、就職した場合、費用を政府が全額支払う制度には2,000万人民元(2005年)の資金を供出した。農民に対しては、事前に就業前研修の費用を支給する。

また、技能工には「ゴールデンプルーカラー・プロジェクト(金藍領工程)」を実施し、技術者訓練等を一層強化して、企業に優れた労働力を提供し、技能工不足問題の解決を図りたいと考えている。

2. 労働の流動化問題（杭州）

Q（日本側質問）

：メーカーの品質向上には製造ノウハウ・技術ノウハウの蓄積が欠かせない。

ワーカーのレベル向上と製造ノウハウ蓄積、技術スタッフのレベル向上と技術ノウハウ蓄積が非常に大事だが、蓄積前に辞めてしまうのが現状である。これは企業側にも、国全体にとっても損失である。

企業は、如何にノウハウを向上し蓄積させるかの努力や工夫はしているが、個別企業の努力の限界を超えているのが現状のように思える。

労働力の流動化問題について意見を伺いたい。

A（中国側回答：浙江省労働保障庁 俞韻 副処長）

：中国および浙江省の労働状況について紹介する。

労働力の流動問題だが、中国では1995年1月1日より労働法が実施され、雇用者は雇用時に労働契約を締結しなければならない。

労働契約では、まず労働期間を取り決め、双方実行しなければならない。もし、契約期間以内に被雇用者が勝手に労働契約を解除した場合は、雇用者に対して経済的保障を定めた「労働者が労働契約を違反したときの経済補償」という規定がある。

労働者が労働契約を事前に解除する場合は、30日前に雇用者に対して申告しなければならない。雇用者は誠意と制度と契約により、労働者を制約し規範に服させなければならない。

浙江省では、2003年1月1日から「浙江省労働契約法」が施行されている。その中で、雇用者・被雇用者が事前に雇用契約を解除する際の規定が設けられている。

3. 外商投資企業労働管理規定：有効是非

Q (日本側質問)

: 1994年に公布、施行された「外商投資企業労働管理規定」について、この規定が現在でも有効なのかお伺いしたい。

(杭州の労働人事機関の係官から「この法律は知らない」と回答され戸惑っている。)

A (中国側回答：浙江省労働保障庁 俞韵 副処長)

: 「外資企業労働管理規定」は、1994年8月11日に当時の労働部、現在の労働保障部が公布した規定で、いまだ有効である。

4. 外商投資企業労働管理規定：関連法、地方法との関係

Q (日本側質問)

：『外商投資企業労働管理規定』と関連法、地方法とに齟齬があった場合、どちらが優先されるか原則をお教え頂きたい。

実際に、『外商投資企業労働管理規定』第 20 条の医療補助金の支給基準の規定と、『労働契約解除に当たっての経済補償についての規則』第 6 条の規定と異なるという例がある。

A (中国側回答：浙江省労働保障庁 俞韵 副処長)

：ある規定とその他の国の関連規定、地方の規定との解釈は、中国の立法法に基づいて解決しなければならない。

『外資企業労働管理規定』が国の法律あるいは行政法と矛盾する場合には、国の法律あるいは行政法が優先される。

この規定が地方法規と齟齬がある場合は、国務院人民代表大会で議論される。

ここで一つの例として挙げられているのが、『外資企業労働管理規定』第 20 条の医療補助金の支給基準と『労働契約解除に当たっての経済補償についての規則』が異なるという問題だが、後者の規則は、中国労働部が 1994 年 12 月に公布し、しかも労働部の一般規定である。

同じ問題について規定が異なる場合は、日付の新しいもの、後から作られたものが基準になる。

5. 外商投資企業労働管理規定：探親休暇（第 24 条関連）

Q（日本側質問）

：『外商投資企業労働管理規定』第 24 条の探親休暇についてお伺いしたい。

本来、探親休暇制度は 1950 年代に制定され、本人の自由意志で勤務地を決められなかった従業員に対する配慮として設けられたものと聞いている。

従って、個人が自由意志で応募、採用された場合にこれを適用することは趣旨にそぐわないと思う。

また、同様の休暇制度で「別居夫婦は年に 1 回、30 日間の休暇を取得出来る」という制度があると聞いている。

交通手段が発展していない時代の規定をそのまま現在も適用し続けるのは如何なものかと思う。

A（中国側回答：浙江省労働保障庁 俞韵 副処長）

：『外商投資企業労働管理規定』24 条の探親休暇は、1978 年に作られた国家规定である。

規定自体は確かに当時の国情に沿って作られたものだが、やはり従うべきであり、外資企業も遵守しなければならない。

6. 社会保険：医療保険制度問題（杭州）

Q（日本側質問）

：杭州市における医療保険制度について伺いたい。

従来、企業は給与総額の8%を拠出し、そのうち2%が従業員個人口座に入っていた。つまり、従業員は、本人拠出と併せて4%を病院での治療費・医療費として使用できた。

これが2004年度からは、企業拠出分が9.5%に引き上げられたが、従業員個人口座への拠出は0.5%に引き下げられた。結果、従業員の使用可能額は4%から2.5%に削減されている。

企業の拠出額を1.5%増やし、従業員の使用可能額を1.5%減らした差の部分を「退休人員問診医療基金」に回した訳だが、従業員からは不満の声があがり、企業側もいささか合点が行かない。

医療保険の実態と今後の見通し、特に企業及び個人の負担金の見通しについて伺いたい。

併せて、現在、企業が管理する個人口座（個人帳戶）を、早急に「医療保険管理中心」等の公的機関に、統一的管理を委ねることを切に希望する。

A（中国側回答：杭州市労働和社会保障局 鄭曉哲 副処長）

：杭州の医療保険制度についてご説明したい。

「杭州市基本医療管理弁法」は2003年11月に公布され、2004年1月1日から実施されている。

企業が給与の8%を拠出し、その内の2%を従業員の個人口座に入金する。残りの6%は一括して管理し、これを入院費用や特定疾病の治療に当てていたが、その際に、退職人員問診医療は企業の負担に入っていなかった。

その後、退職者の医療保障問題を考慮して、杭州市は2004年11月に医療保障弁法について調整を行い、退職者の問診医療を基本的な医療保障の対象に組み入れた。

「国、個人、企業の三方が共に負担する」という原則に基づき、企業が拠出する医療基金

の割合を引き上げ、杭州市の基本医療管理弁法を調整した。

2005年1月1日から企業の拠出は9.5%に引き上げられ、0.5%を個人口座に入金し、9%は統一的に管理する基金として扱い、入院・特定病气・問診・退職者問診医療基金、社会問診医療基金を確立した。

また、企業が管理する個人口座の問題だが、杭州市政府もこの問題を前向きに検討中で、2006年には退職者も統一的に扱う退職者問診統一計画を策定する予定だ。

そうすると、個人口座は医療保障制度によって管理される。企業と個人が共に負担し、共に受益する公平な制度となる。

高い医療費を負担していた企業にとっては、統一基金の策定で負担が軽減されると思う。

7. 社会保険：医療保険適用（杭州）

Q（日本側質問）

：医療保険について伺いたい。

現在、企業は従業員に対して全て医療保険に加入しており、企業が8%、現在は9.5%の費用負担をしている。

保険は従業員の医療費に当てられるが、実際に医療保険を使えるケースは入院や重病の場合だけで、外来診療には適用されない。風邪などの非常に軽い病気での外来費用も自己負担で200～300元位になる。例えば1500元の給与の中で風邪の外来診療費が200～300元というのは大変大きな負担になる。

今後は外来基金を設けるという話もあるが、その際にも、従業員に医療保険が適用されるのかどうかお聞きしたい。

A（中国側回答：杭州市労働和社会保障局 鄭曉哲 副処長）

：現在企業側の医療保険の負担は9.5%で、うち0.5%は企業の口座に入り、残り9%が入院基金、重病基金、退職者の外来基金になっている。既存の保険には在職者の外来基金は含まれていない。

2006年以降、在職者の外来基金が設けられれば、もちろん、これを利用して保険を受けられることになる。

Q（日本側質問）

：具体的にはいつごろ一般従業員の外来診療基金ができるか。また、従業員個人の負担、企業側の負担はどのくらいになるか。

A（中国側回答：杭州市労働和社会保障局 鄭曉哲 副処長）

：この問題は現在も検討中で、まだ計算段階である。具体的な数字の回答は結果が出てからになる。

8. 各種規定に関する通達（杭州）

Q（日本側質問）

：各種規定に関する通達について伺いたい。

例えば、年間の春節・労働節・国慶節などの大型連休計画について、直前にならないと発表されない。多くの通達は新聞で公表されているものの、タイミングが遅いと感じている。

Q（日本側質問補足）

：休日の設定に際して、企業側では行政単位や金融機関が開いているかどうか非常に気になる問題だと思う。

中国では農曆が使用され、外資には非常にわかりづらいという話はよく耳にする。中国は元来、法定休日が非常に少ないので、ここ数年は各休日の前後の土曜日、日曜日を調整して、実質一週間の休暇を設けている。その際に、国、省、市などが別々に休暇日を発表するので、混乱を生じることがある。

A（中国側回答：杭州市労働和社会保障局 鄭曉哲 副処長）

：各種休暇問題について説明する。

国務院は祝祭日に関する規定を発表している。まず、公定休日の日数だが、労働節、国慶節、旧正月はそれぞれ3日間、元日は1日間である。

労働節、国慶節、旧正月は1週間の長期休暇となっているが、これは公定休日3日間の前後の土日を合わせて1週間に調整し、そのうちどちらかの週末2日間は平日の振替えで出勤となる。

国の規定はあるものの、実際に前後の土日をどのように合わせるかは、確かに直前にならないと発表されない。

但し、浙江省の場合は、ここ2年間で休暇の通達出すタイミングはだいぶ早く出せるようになった。

9. 各種手当てに関する問題（杭州）

Q（日本側質問）

：夏の高温費、一人っ子奨励費、夜勤手当の支給基準について、企業側の義務の是非について諸説があり困惑している。杭州市労働局の判断を伺いたい。

A（中国側回答：杭州市労働和社会保障局 鄭曉哲 副処長）

：夏の高温費について、浙江省・杭州市は夏季の猛暑を配慮して、雇用者が被雇用者に対して高温費を払うように労働保障部門として求め、毎年規定を発表している。浙江省の雇用機関は全て規定を実施するように希望している。

一人っ子政策奨励金は、浙江省の『人口及び計画育成条例』（浙江省第9期人民政府代表常務委員会公告第7号 2002年9月3日公布同日施行）に応じて実施している。浙江省では条例を満たす人に対しては、一人っ子政策奨励金を支給しなければならない。

夜勤手当は、業種や作業の種類に応じて、国が定めた夜勤手当の基準がある。また、企業固有の業務の夜勤手当については、企業が独自に決めて支給することができる。

． 交通物流

1． 道路インフラ（山東省、港湾地域）

Q（日本側質問）

： 港湾地域の道路インフラについて伺いたい。

山東省内の高速道路の整備拡張は目を見張る発展ぶりだが、青島前湾港と青島市内北部工業地域とを結ぶ幹線道路は、過積載による改修工事の多発、濃霧による閉鎖などで物流の滞りもしばしである。

幹線道路について、今後、車線拡張や濃霧の影響を受けないバイパス線の拡張計画などがあればご紹介頂きたい。

A（中国側回答：青島市交通委員会政策法規処 李樹誠 副処長）

： 青島地域の道路インフラ建設について紹介する。

この10年来、青島市政府の指導下、上級機関と関連部門の支援の下、道路インフラ整備は急速な発展を遂げた。

2004年末の青島市の道路総延長は6,655kmになり、うち524kmは高速道路である。これは、全国的にもトップクラスである。

膠州湾港湾地区の道路複線工事について重点的にご紹介したい。膠州湾複線道路とは、現在着工中の青島～済南間で2本目の高速道路である。

当道路は、中央政府が定めた青島～新疆の紅其拉甫（ホンチーラフ）の国家重点道路建設プロジェクトに盛り込まれている。青島市が担当するのは青島～萊蕪の全長42km区間である。

この高速道路の支線に同山から港までの道路があるが、これが完成すれば、港への貨物搬入が容易になるだろう。

2. 高速鉄道等による上海からのアクセス（杭州）

Q（日本側質問）

：上海-杭州間のアクセス充実について伺いたい。

杭州市政府は、道路を始めとする整備を積極的に進めており、2000年以前頃と比べると、生活環境は比較できない程整備されていると思う。

現代は「情報化社会」「スピードの時代」だが、個人的に世界の情報基地は上海だと考えている。

その観点から、現在は約2時間半を要する上海-杭州間の鉄道その他、日本の新幹線のような高速鉄道を敷くことで、より短時間で情報を収集でき、杭州市の発展に繋がると思っている。

Q（日本側質問）

：渋滞情報表示や補修工事の事前周知の要望、開発区との交通インフラ整備、地下鉄計画に関して伺える事はあるか。

A（中国側回答：浙江省交通庁 蔡紅兵 処長）

：まず、杭州～上海間の高速鉄道建設について、計画はあるが、主管部門の上海鉄路局に確認する必要がある。浙江省交通庁は高速道路や水運設備の計画・建設を担当している。

高速道路については、現在、杭州～上海間の高速道路は1本のみで、通行量が急速に増えている。そのため、現在の上下4車線を、最終的に8車線に拡張する予定である。現在、工事によって周辺道路の速度が80キロに規制され、それがもとで交通渋滞の一因となっている。

拡張工事は2005年末に終了予定で、その頃には渋滞は解消されると思う。

杭州～上海間の高速道路は上海長江デルタ地域に繋がっているが、今後は更に2本建設する。工事は既に始まっており、2007年末に完成予定である。そうになると、杭州～上海間は3本の高速道路で繋がることになる。

それから、渋滞表示、工事告知の問題について回答する。

浙江省では道路工事は、交通庁のホームページで事前に告知している。但し、多くの人に知れ渡らないという問題がある。

3. 空港インフラ（青島）

Q（日本側質問）

：空港インフラについて伺いたい。

旅客ターミナルの拡張、大型貨物機発着に対応する滑走路の拡張など青島流亭空港のインフラ整備は発展してきている。

しかし、貨物地区の施設整備は、倉庫スペースがかなり小さい。特に輸出貨物搬入口は数が足りず、フライトが重なる時間には混雑で貨物の安全性が守られない状況も発生している。

今後のフライト増便に向け、施設整備が必要だと思う。貨物地区の拡張計画について紹介頂きたい。

A（中国側回答：青島市交通委員会政策法規処 李樹誠 副処長）

：空港の拡張工事について説明する。

青島流亭空港は築 20 数年が経過し、滑走路、周辺エリアもかなり老朽化している。現在は滑走路と周辺部分を新たに整備しており、2006 年に竣工予定である。

また、ターミナルは、建坪 8.6 万㎡の新ターミナルと地上 1.4 万㎡、地下 9,200 ㎡の 2 つの駐車場を建設予定である。2005 年 4 月末までに入札を行い、2007 年には工事完成の見込みだ。そして、倉庫エリアの拡張工事だが、1 万㎡の既存設備を更に 5,000 ㎡増設予定である。

．知的財産権

1．知的財産権保護対策（杭州）

Q（日本側質問）

：中国投資環境問題の一つである知財権保護については、2005年6月に日本の第3次官民合同ミッションが北京を訪問し、商務部他関係部門と交流を行った。

中央および省、主要都市レベルでは着実な前進が図られていると評価している。

一方、中小都市のレベルでは、上級の方針をさらに徹底され、地方保護主義を克服して状況を改善することを期待している。

Q（日本側質問）

：一部の地方では未だ知的財産権保護が徹底されていない状況が見うけられる。

浙江省では、この問題について、どのような対策をとっているのか。国際ルール周知徹底の検討会や外資から摘発があった場合に、調査専門部門設置などを検討しているかなど、具体的にお伺いしたい。

A（中国側回答：浙江省質量技術監督局 羅江 副処長）

：知的財産権は各部門に跨る問題で、一局だけで回答するのは適切ではないが、ここでは質量技術監督局が関わる範囲でお答えする。

浙江省政府は知的財産権保護を大変重要視しており、現在も専門的に研究を行っている。知的財産権の範囲は、著作権、商標権、版權、地理的表示など非常に広いが、質量技術監督局では地理的表示に関わっている。

地理的表示は、WTO協定に規定されているもので、特定商品が特定地域で生産される権利、例えば世界ではワインの産地、限定産地表示のようなものだ。

知的財産権保護は、種別に各部門が所管している。例えば、商標権は工商行政管理部門、特許権は知的財産権局である。また版權や著作権もそれぞれ所管部門がある。

．電力問題

1．電力供給問題への処置・対策（青島）

Q（日本側質問）

：青島の電力供給状況は、他所と比べそれほど逼迫しているわけではないが、今後、進出企業の増加等により、現在のピークオフよりも更に厳しい電力使用制限があるのではないかと懸念している。

関連当局はどのような処置・対策を講じているのかお伺いしたい。

A（中国側回答：青島市経済貿易委員会 経済運行局焉峰 副処長）

：電力問題は企業が非常に注目しており、青島市政府も重要視しているが、中でも電力問題担当部署の経済貿易委員会は、常に電力需給状況を把握し、動向を注視している。

初歩分析では、2005年春季と秋季については、電力供給は相対的に余裕があるが、夏季と冬季は若干逼迫する見込みである。但し、全体的には2004年よりかなり改善されており、2004年のピークシフト対策よりも厳しい措置はまずないと思う。

中国では2004年に全国的な電力不足問題が発生した。青島市でも一時生じていたが、他地域に比べると状況は良い方だったと思う。

2004年の電力不足の原因は、電力供給の余裕不足に加えて、省電力網の送電能力の問題が挙げられる。これらを鑑み、山東省政府と青島市政府は電力の送電施設の建設に注力し、2005年5月末には省電力網から青島市への500kvの送電線を整備する。これにより、送電問題は解消される見込みである。

但し、電力供給の要素面では、例えば石炭の確保、石炭価格の上昇、鉄道輸送能力の不足などは、依然として全国的な問題として存在しており、未だ全国的には不確定要素が存在するのが事実である。

これら問題に対して、青島市政府は多くの措置をとっている。

まず、発電所への石炭輸送問題を解決するため、コストは割高だが船舶による石炭輸送を行っている。

更に、市の幹部などで構成する石炭仕入使節団を山元に派遣し、安定した石炭供給に注力している。結果、青島市の2ヶ所の石炭火力発電所では、石炭在庫が15日間以上に達している。

新聞などで、中国南部の発電所が発電用石炭の供給不足のため、一部操業停止したり、石炭在庫が2日間分になっているケースが報道されている。それに比べれば青島市の状況はかなり良いと思うが、今後は石炭供給の逼迫も想定する必要がある。

また、2005年の山東省全体の発電能力と電力消費は、バランスがとれているものの、代替余力がほとんどなく、今後の電力供給の重大な制約要素になると思う。このような状況下、例えば発電所事故、緊急メンテナンスを要する事態、夏季の急激な気温上昇などが発生すると、すぐに電力不足になるかもしれない。

電力管理部門としては、発電材料の確保および節電の2点に力を入れている。発電材料の確保とは、発電用の石炭在庫の引き上げであり、具体的には在庫を15日間分に維持したい。

また、節電措置として、2004年と同様にピークシフトとピークカットを計画している。企業の電力利用時間をずらし、使用ピーク時の負荷を下げ、全体の電力需給のバランスを維持したい。

電源開発については、2005年末に青島発電所に新しく30万kwのユニットが稼働予定である。

2006年には青島発電所に更に30万kwのユニット、黄島発電所でも60万kwのユニットを稼働させる予定である。また、2007年には、更に60万kwのユニットが稼働予定であることから、今後2005年末以降は、青島で電力不足問題は発生しないと予測している。

日系企業の皆様には安心して青島に進出して頂きたい。電力問題は投資制約の要素にはならないと確信している。

2. 発電所設立計画（杭州）

Q（日本側質問）

：発電所設立計画についてお伺いしたい。

火力、水力、原子力、風力、天然ガスなどの発電所設立の具体案を公開した資料はあるか。

また、浙江省電力部門ご担当者の発言に、2007年までに浙江省全体の最大出力を2002年から倍増する、一方で電力消費が2004年同期比で22%伸びているとあった。

毎年消費が22%伸びると、5年後には倍以上の電力需要が発生し、やはり出力不足になるのではないかと懸念している。

この件について発展改革委員会の見解をお伺いしたい。

A（中国側回答：浙江省発展改革委員会 趙志敏 主任科員）

：浙江省の電力不足緩和のため、省政府は2000年から一連の対策を開始している。

まず、当面の電力の需給バランスと予測の研究を行い、それを基礎に今後の電力建設プロジェクト計画を立てた。

2004年には正式文書「2004年～2010年の浙江省電力発展計画」を発表、電力産業の発展や、電源構造の改善に積極的な役割を果たす内容となっている。

本文書では特に2つの基本目標を掲げている。

1つは、2007年には発電容量を2002年から倍増させ、電気需要を緩和すること、2つ目は、2010年に省全体の1人当りの最大出力を1kwにし、需給バランスを取ることである。

今後、電力は倍増するものの、需要が22%のペースで伸びた場合には供給不足になる恐れがある、との指摘があったが、我々は将来予測を科学的に行っている。

電力需要は、今後も無制限に伸びていくとは考えられず、電力建設計画に基づいて実施すれば、電力の需給問題は解決できると思う。

今後数年間、電力設備の建設速度を速めることで、電力不足は緩和されると確信している。

現在は、2007年という目標を立てているが、前倒しの2006年には達成できる見込みである。

具体的な電力建設プロジェクトは、浙江省全体の建設計画の中に含まれていて、一部の工事は既に始まっている。

原子力発電、風力発電、天然ガス発電、潮力発電などのクリーンエネルギーは計画立案中である。

皆様に申し上げたいことは、飛躍的な経済発展過程でのエネルギー供給は何処でも似たような状態であるということである。

例えば 1970 年代、日本は高度成長時代に、2 度のオイルショックを経験したが、新エネルギー技術の研究開発により、エネルギー不足を解決し、さらに産業の競争力向上をもたらした。結果、国際市場での優位性を確立したのである。

いずれにしても、浙江省のエネルギー問題は、政府、企業、民衆が、共同で解決せねばならない問題である。

3. 電力インフラ導入費用（杭州）

Q（日本側質問）

： 負荷コントロールシステム導入に際し、企業でなく、省政府又は市政府が費用を負担することについて、杭州市電力局の意見をお伺いしたい。

また、電力メーターの正確性についてご説明頂きたい。

具体的には、請求料金、メーターの管理者、補修・点検のタイミングなどについて疑問がある企業があるようである。

A（中国側回答：杭州市電力局 蔣志星 配網主管）

： 電力局では「電力が不足しても真心は不足しない。電力が不足してもサービスは不足しない」というスローガンがある。

日系企業の皆様からは電力不足問題を指摘されたが、電力局のサービスへの不満の話は出なかった。しかしながら、今後も電力局に厳しい要求を出して頂きたい。

まず、負荷コントロールシステムの費用問題について、現在は限られた資源を効率的に分配し、秩序ある電気使用に勤めている。そこで各企業に対して負荷コントロールシステムの導入を呼びかけている。

費用負担については、企業側に取り付ける端末装置の費用は企業が負担し、電力局が無償でメンテナンスを行う。

端末以外の伝送部分と機械本体は電力局および市政府が負担する。負担割合は、企業を 1 とすると、電力局と市政府が 10 程度である。

次に、電力メーターの正確性の問題だが、電力局はメーターを定期的に点検、交換している。もし企業側がメーターの精度に疑問を感じたときは、品質検査機関に確認を依頼できる。

．その他

1．技術集約と現地企業の育成（杭州）

Q（日本側質問）

：今後の中国の経済成長を持続には、工業都市としての確立が重要だと思う。日系企業の発展成長も大切だが、ローカル会社への技術提供、発注によって、共に成長をしないと中国の経済成長の持続はあり得ないと考えている。

全原材料が現地で調達出来る地域育成が大切だと考えている。

市政府としてローカル企業の育成施策や都市の将来像についてご意見があればお伺いしたい。

A（中国側回答：蕭山経済技術開発区管理委員会 周茂昌 副主任）

：地元企業が外資企業に原材料を納入できるよう育成したい、つまり地元企業の育成のお話だが、これは地元に対する協力だと理解している。

現在でも蕭山経済技術開発区の外資企業の多くは、部品を現地企業に発注している。先進的技術を持つ外資企業と原材料を納入する現地企業には格差が存在していると思うので、その問題については話し合いの場を持ちたい。

また、推薦できる現地企業のリストを提供し、原材料が提供できるかどうかを具体的に検討したい。

外資企業の地元企業に対する技術協力意向、開発区管理委員会の進出企業に対するサービス提供、これらによりご要望は達成できると思う。

2. 進出企業の土地取得問題（杭州）

Q（日本側質問）

：進出企業の土地取得問題についてお伺いしたい。

中国では土地利用が厳しく規制されている。

杭州を始め浙江省の主要開発区で、新規進出企業に供給可能な土地が豊富にあるのか、またそれらの土地は農地転用が完了しているか、進出企業に対して土地所有権が売却可能かどうか、について教えて頂きたい。

Q（日本側質問）

：土地所有権については、最近、複数省市の開発区において問題が発生している。

具体的には、中国側が提供した土地が農地転換されておらず、土地所有権がもらえないという問題などである。

中央政府が2年ほど前から開発区整理を行なっているが、未だに農地転換が終了していないケースもあるようだ。

浙江省の各開発区で、農地転換が終了している面積、地区などにつき、例えば HP に掲載するなど、外資が確認することは可能かも併せてお伺いしたい。

A（中国側回答：浙江省国土資源庁 趙建平 副処長）

：浙江省国土資源庁では土地、鉱産物、資源の計画、保護と監督を担当している。

2004年4月29日に国务院が農地転用の審査認可の暫時停止を始めてから、浙江省でも開発区工事などの各種審査認可の暫時停止を含め、基本的に開発区整理作業は終了している。

現在、浙江省には開発区が134あり、浙江省、各市・県のホームページで確認ができる。これらの中では、全て農地転換済の開発区もあるが、大部分はまだ終了していないため混在しているのが現状である。

農地転換が未終了では、土地を提供することはできない。

現在、開発区内の建設用地を含め、進出企業のニーズは基本的に満たしていると考えている。

第一に、農地提供は年度計画指標に沿って行われる。毎年12月から浙江省に与えられる土

地使用の計画指標は 15 万畝(約 100k m²)前後である。

第二に、すでに農地転換済であるものの、企業に提供されていない土地が浙江省で 35 万畝(約 230k m²)ある。

これらの土地を省政府が各市に割振っている。従って、既存の転換済用地で企業のニーズを満たすことができると思う。

なお、現在も国務院主導で開発区の整理整頓をしており、期間中は全国規模の公示がある他、浙江日報や省内の新聞でも公示している。

参 考 法 令

1 . 外商投資商業分野管理弁法 (質疑応答「 . 商業弁法」参考法令)	
「外商投資商業分野管理弁法」 -----	101
「外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の連続問題に関する通知」	107
国税発[2004]37号 -----	111
「新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連通知に関する緊急通知」	
2 . 税務 (質疑応答「 . 税務」参考法令)	
国税発[2005]9号 -----	115
「個人が取得する年一回賞与など個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する通知」	
3 . 外為管理 (質疑応答「 . 外為管理」参考法令)	
国内外資銀行外債管理弁法 -----	117
匯発[2005]4号 -----	119
「2005年国内外資銀行短期外債指標の査定業務に関する通知」	
4 . 人事・労務 (質疑応答「 . 人事・労務」参考法令)	
「外商投資企業労働管理規定」 -----	123

1 - 外商投資商業分野管理弁法

商務部令

2004 年第 8 号

2004 年 4 月 16 日公布 2004 年 6 月 1 日施行

第一条 対外開放をさらに拡大し、市場の流通体系の建設を整備するため、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』および『公司法』などの法律、行政法規にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 外国の会社、企業およびその他の経済組織或いは個人（以下「外国投資者」と略称）が中国国内において外商投資商業企業を設立して経営活動に従事する場合、本弁法を遵守する。

第三条 外商投資商業企業とは、以下の経営活動に従事する外商投資企業を指す。

(一) 手数料代理：商品の販売代理業、仲買人或いは競売人或いはその他の卸売業者が、費用の受け取りを通じて契約の基礎において他人の商品に対して行う販売および関連する付属サービス。

(二) 卸売：小売業者および工業、商業、機関などのユーザー或いはその他の卸売業者に対する商品販売および関連する付属サービス。

(三) 小売：固定の場所において、或いはテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機を通じて個人或いは団体の消費使用に供する商品の販売および関連する付属サービス。

(四) フランチャイズ経営：報酬或いはフランチャイズ経営費を受取るために契約の締結を通じて、他人にその商業、商号、経営規模などの使用を与える。

外国の会社、企業およびその他の経営組織或いは個人は、中国国内において設立する外商投資企業を通じて前款第(一)、(二)、(三)、(四)項で規定する経営活動に従事しなければならない。

第四条 外商投資商業企業は、中華人民共和国の法律、行政法規および関連の規則を遵守しなければならない。その正当な経営活動および合法的な権益は中国法律の保護を受ける。

第五条 国の商務主管部門は法に依って、外商投資商業分野および外商投資商業企業の経営活動に対して監督および管理を行う。

第六条 外商投資商業企業の外国投資者は、良好な信用と評判を有さなければならない。中国の法律、行政法規および関連の規則に違反する行為があってはならない。高い経済力、先進的な商業経営管理の経験および販売技術、広範な国際販売網を備える外国投資者が外商投資商業企業を設立することを奨励する。

第七条 外商投資商業企業は以下の条件に合致しなければならない。

(一) 最低登録資本金が『公司法』の関係する規定に合致していること。

(二) 外商投資企業の登録資本および投資総額の関係規定に合致していること。

(三) 外商投資商業企業の経営期限は一般に 30 年を超えない。中西部地区に設立する外商投資商業企業の経営期限は一般に 40 年を超えない。

第八条 外商投資商業企業の店舗開設は以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 商業企業の設立申請と同時に店舗の開設を申請する場合は、都市発展および都市商業発展の関係規定に合致しなければならない。
- (二) 設立認可済みの外商投資商業企業が店舗の増設を申請する場合は、第(一)項の要求に合致するほか、以下の条件にも合致しなければならない。
 - 1. 期日どおりに外商投資企業の連合年度検査に参加し、かつ年度検査に合格していること。
 - 2. 企業の登録資本がすべて払い込まれていること。

第九条 認可を経て、外商投資商業企業は以下の業務を営営することができる。

- (一) 小売業務に従事する外商投資商業企業：
 - 1. 商品の小売
 - 2. 自営商品の輸入
 - 3. 買入れた国内製品の輸出
 - 4. その他関連する付属業務
- (二) 卸売業務に従事する外商投資商業企業：
 - 1. 商品の卸売
 - 2. 手数料代理（競売は除く）
 - 3. 商品の輸出入
 - 4. その他関連する付属業務

外商投資商業企業は他人にフランチャイズの方式で店舗を開設させることができる。

外商投資商業企業は認可を経て以上の1種類或いは数種類の販売業務に従事ことができ、その経営する商品の種類は契約、定款の経営範囲に関する内容の中に明記しなければならない。

第十条 外商投資商業企業の設立と店舗の開設は、以下の手続きに照らして処理する。

- (一) 外商投資商業企業の立項、フィジビリティスタディ報告および企業設立の一括申告および認可。
- (二) 本条第一款第(三)、(四)項で別途規定のある場合を除き、設立予定の外商投資商業企業の投資者、店舗開設を申請する設立済み外商投資商業企業は、外商投資商業企業登録地の省級商務主管部門へ、それぞれ第十二条および第十三条で規定する申請文書を送付しなければならない。省級商務主管部門は送付された書類に対して初審を行った後、すべての申請文書を受け取った日より1カ月以内に商務部へ報告する。商務部はすべての申請文書を受け取った日より3カ月以内に認可するか否かの決定を行わなければならない。設立を認可するものについては『外商投資企業批准証書』を発給する。認可しないものについては、その原因を説明しなければならない。商務部は本弁法に照らして省級商務主管部門に授權して上述申請の審査認可を行わせることができる。
- (三) 小売業務に従事する外商投資商業企業がその所在地の省級行政区域内において店舗を開設し、以下の条件に合致し、かつ経営範囲がテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機での販売および第十七条、第十八条に挙げる商品に関連しない場合は、当該省級商務主管部門がその審査認可権限内において審査認可を行い、かつ商務

部へ届出る。

1. 単一店舗の営業面積が3000平米を超えず、かつ店舗数が3店舗を超えず、その外国投資者が設立する外商投資商業企業を通じて中国において開設する同類店舗の総数が30店舗を超えない場合。
2. 単一店舗の営業面積が300平米を超えず、店舗数が30店舗を超えず、その外国投資者が設立する外商投資商業企業を通じて中国において開設する同類店舗の総数が300店舗を超えない場合。

(四)中外合弁、合作商業企業の商標、商号の所有者が内資企業、中国の自然人で、かつ中国投資者が外商投資商業企業においてマジョリティーを持ち、当該外商投資商業企業の経営範囲が本弁法第十七、十八条に挙げる商品に関連しない場合、その設立および開店申請は、企業所在地の省級商務主管部門がその審査認可権限内において審査認可する。省を跨いで店舗を開設する場合は、開設予定店舗所在地の省級商務主管部門の意見も求めなければならない。

商務部の授權を経ずに、省級商務主管部門は本条第一款第(三)、(四)項で規定する審査認可権を勝手に委譲してはならない。

第十一条 投資者は批准証書を受け取った日より1カ月以内に、『外商投資企業批准証書』に依って、工商行政管理機関で登記手続きを行わなければならない。

第十二条 外商投資商業企業の設立申請には、以下の文書を送付しなければならない。

- (一)申請書
- (二)投資各方が共同で署名したフィジビリティスタディ報告
- (三)契約書、定款(外資商業企業は定款のみを送付)およびその付属文書
- (四)投資各方の銀行資本信用証明、登記登録証明(コピー)、法定代表者の証明(コピー)、外国投資者が個人の場合は身分証明を提出しなければならない。
- (五)投資各方の会計士事務所の監査を経た直近1年の監査報告
- (六)中国投資者が中外合弁、合作商業企業へ投入予定の国有資産に対する評価報告
- (七)設立予定外商投資商業企業の輸出入商品目録
- (八)設立予定外商投資商業企業の董事会構成員名簿および投資各方の董事任命書
- (九)工商行政管理部門が発行した企業名称事前認可通知書
- (十)開設予定店舗が使用する土地の使用権証明文書(コピー)および(或いは)店舗賃貸契約(コピー)、但し営業面積が3000平米以下の店舗の開設を除く。
- (十一)開設予定店舗所在地政府の商務主管部門が発行した都市発展および都市商業発展要求に合致することの説明文書

非法定代表者が文書に署名する場合は、法定代表者の委託授權書を発行しなければならない。

第十三条 設立済みの外商投資商業企業の店舗開設申請は、以下の文書を提出しなければならない。

- (一)申請書
- (二)契約書、定款の修正に係る場合は、修正後の契約書、定款を送付しなければならない。
- (三)店舗開設に係るフィジビリティスタディ報告

- (四)店舗開設に係る董事会決議
 - (五)企業の直近1年の監査報告
 - (六)企業の出資検証報告(コピー)
 - (七)投資各方の登記登録証明(コピー)、法定代表者証明(コピー)
 - (八)開設予定店舗が使用する土地の使用権証明文書(コピー)および(或いは)店舗賃貸契約(コピー)。但し営業面積が3000平米以下の店舗の開設を除く
 - (九)店舗開設所在地政府が発行した都市発展および都市商業発展要求に合致することを証明する文書
- 非法定代表者が文書に署名する場合は、法定代表者の委託授權書を発行しなければならない。

第十四条 外商投資商業企業が締結した商標、商号使用許諾契約、技術譲渡契約、管理契約、サービス契約などの法律文書は、契約の付属文書として(外資商業企業は定款の付属文書として)、併せて送付しなければならない。

第十五条 外商投資商業企業が店舗開設に使用する土地は、国の土地管理に関する法律、行政法規の規定に照らして、公開入札、競売、価格表示付公開取引などの方式で商業用地を取得しなければならない。

第十六条 外商投資商業企業が経営する国の特別な規定のある商品および割当、許可証管理に関する輸出入商品は、国の関係規定に照らして手続きを行わなければならない。

第十七条 外商投資商業企業が以下の商品を経営するには、本弁法の規定に合致しなければならないほか、以下の規定にも合致しなければならない。

外商投資商業企業が図書、新聞、定期刊行物を経営する場合は、『外商投資図書、新聞、定期刊行物小売企業管理弁法』に合致しなければならない。

外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営し製品油を小売する場合、安定した製品油の供給ルートを備え、当地のガソリンスタンド建設計画に合致し、経営する施設が現有の国の基準と計量検定の規則規定に合致し、消防、環境保護などの要求に合致しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が薬品を経営する場合は、国の薬品販売に関する管理規範に合致しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が自動車を経営する場合、認可された経営範囲内で経営しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

本弁法第十八条および本条に別途規定のあるものを除き、外商投資で農業副産物、農業生産資料商業企業を設立する場合は地域、株式比率および投資金額の制限を受けない。

卸売に従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日までは薬品、農薬および農業用フィルムを経営してはならない。2006年12月11日までは化学肥料、製品油および原油を経営してはならない。

小売に従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日までは薬品、農薬および農業用フィルムを経営してはならない。2006年12月11日までは化学肥料を経営してはならない。

卸売に従事する外商投資商業企業は塩、タバコを経営してはならず、小売に従事する外商投資商業企業はタバコを経営してはならない。

第十八条 同一の外国投資者が国内において開設する店舗が累計で30店舗以上となり、経営商品に図書、新聞、雑誌、自動車(2006年12月11日より本制限は撤廃)、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、製品油、穀物、植物油、砂糖、綿花などの商品が含まれ、かつ上述の商品が異なるブランドに属し、異なる供給業者から仕入れる場合、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない。

第十九条 外商投資商業企業が他人にフランチャイズ方式で店舗を開設させる際、本弁法の規定を遵守するほか、国がフランチャイズ活動に対して別途規定のある場合は、その規定も遵守しなければならない。

第二十条 外商投資商業企業が競売業務に従事するには、『競売法』、『文物法』などの関係する法律に合致しなければならない。商務部が審査認可を行い、具体的な実施弁法は別途制定する。

第二十一条 2004年12月11日より、外資商業企業の設立を許可する。

第二十二条 小売に従事する外商投資商業企業およびその店舗の設立地域は、2004年12月11日までは、省の省都、自治区の首府、直轄市、計画単列市および経済特区に限る。2004年12月11日以降は、地域制限を撤廃する。

卸売に従事する外商投資商業企業は、本弁法実施の日より地域制限を撤廃する。

第二十三条 外商投資企業が国内において商業分野へ投資する場合は、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』に合致し、かつ本弁法を参照して処理しなければならない。

第二十四条 外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業が本弁法第三条に挙げる経営活動に従事する場合は、本弁法の規定に合致し、かつ法に依って相応の経営範囲を変更しなければならない。

第二十五条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国のその他の省、自治区、直轄市において投資して商業企業を設立するには、以下の規定を除き、本弁法を参照して執行する。

(一) 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は、内地において外資商業企業を設立することができる。

(二) 香港、マカオの商業サービス提供者が内地において設立する小売企業の地域範囲は地方級の市にまで拡大し、広東省においては県級の市にまで拡大する。

(三) 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は本弁法の関連条項に依って内地において自動車小売業務に従事する商業企業の設立を申請することができるが、その申請前3年の年平均販売額は1億米ドルを下回ってはならず、申請前1年の資産額は1000万米ドルを下回ってはならない。内地において設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は1000万人民币元とし、中西部地区に設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は600万人民币元とする。

(四) 香港、マカオの永住居民の中の中国公民が内地の関係する法律、法規および規則に照らして個人工商業を設立し商業小売活動(フランチャイズは除く)に従事する場合、その営業面積は300平米を超えてはならない。

(五) 本条で規定する香港、マカオのサービス提供者はそれぞれ『内地と香港のより緊密な経済・貿易関係を打ちたてることに関する手配』および『内地とマカオのより緊密な経済・貿易関係を打ちたてることに関する手配』中の「サービス提供者」

に関する定義および関係規定の要求に合致しなければならない。

第二十六条 外商投資商業企業は関係する業界協会に加入し、企業の自律を強化することを奨励する。

第二十七条 本弁法は商務部が解釈に責任を負う。

第二十八条 本弁法は2004年6月1日より施行する。

第二十九条 旧国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が共同で発布した『外商投資商業企業試点弁法』は本弁法施行の日より廃止する。

1 - 外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の連続問題に関する通知

商務部

2005 年 4 月 2 日

各省、自治区、直轄市および計画単列市の商務主管部門：

『外商投資商業分野管理弁法』(商務部 2 0 0 4 年 第 8 号 令) の関係する規定にもとづき、ここに外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題について、以下のように通知する。

外商投資非商業企業の販売経営範囲の追加は、企業の投資各方が法に依って企業の契約、定款を修正し、申請表(付属文書一、二参照) に記入し、企業の経営範囲拡大の関連法定手続きにもとづいて申告し、かつ外商投資企業批准証書を交換受領する。外商投資非商業企業が追加する販売経営範囲は、具体的な販売方式(卸売、小売、手数料代理) を明確にし、かつ取り扱う商品の目録リストを申請時に送付しなければならない。

フランチャイズ経営活動に従事する場合は、『商業フランチャイズ経営管理弁法』に照らして審査する。具体的な要求は別途通知する。

省級商務主管部門は、外商投資非商業企業 / 投資性会社の販売経営範囲追加を記入して、申請表(付属文書三参照) を上級に報告しなければならない。

外商投資非商業企業が販売経営範囲を追加し、かつ小売店舗を開設する場合、および新設する外商投資企業の経営範囲に非自社生産製品の販売業務が含まれる場合は、8 号令の関係する規定に照らして審査しなければならない。

各地の省級商務主管部門は、8 号令で規定する審査認可権限にもとづき、企業の販売経営範囲追加の申請を受理、或いは転送しなければならない。

ここに通知する。

付属文書：

付属文書一：外商投資非商業企業販売経営範囲追加申請表

付属文書二：投資性公司 / 地域本部販売経営範囲追加申請表

付属文書三：外商投資非商業企業 / 投資性公司販売経営範囲追加申請表

付属文書一：

外商投資非商業企業販売経営範囲追加申請表

企業名称			
批准証書批准番号			
輸出入企業コード			
登録住所			
総投資額		登録資本	
前年度営業収入			
元の経営範囲			
追加申請予定の経営範囲			
経営範囲変更後の企業 類型	生産型企業		
	非生産型企業		
異地に設立予定の店舗数			

注：生産型企業が経営範囲の変更後も引き続き生産型企業である場合、その販売営業収入は、一般に企業の総売上額の30%を超えない。非生産型企業に転換する場合は、販売営業収入は制限を行わない。

法人代表署名：

公司印：

当該外商投資企業は以下のことを保証する。

『中華人民共和国対外貿易法』およびその関連法規、規則を遵守すること。

『外商投資商業分野管理弁法』を遵守すること。

輸出入、販売に関する税関、外為、税務、検験検疫、環境保護、知的財産権などの中華人民共和国のその他の法律、法規、規則を遵守すること。

企業の登録資本は、契約/定款の規定にもとづき期限どおりに払い込むこと。

外商投資企業連合年度検査に合格済みであること。

本申請表に記入した情報は、完全で、正確で、真実であり、提出したすべての資料は、完全で、正確で、合法的であること。

付属文書二：

投資性公司 / 地域本部販売経営範囲追加申請表

企業名称			
批准証書批准番号			
輸出入企業コード			
登録住所			
登録資本		払い込み状況	
登録資本中少なくとも 3000 万米ドルが『外国企 業の投資による投資性公 司の規定』第 8 条規定に合 致する	はい		
	いいえ		
元の経営範囲			
追加申請予定の経営範囲			
異地に設立予定の店舗数			

法人代表署名：

公司印：

当該外商投資企業は以下のことを保証する。

『中華人民共和国対外貿易法』およびその関連法規、規則を遵守すること。

『外商投資商業分野管理弁法』を遵守すること。

輸出入、販売に関する税関、外為、税務、検験検疫、環境保護、知的財産権などの中華人民共和国のその他の法律、法規、規則を遵守すること。

企業の登録資本は、契約 / 定款の規定にもとづき期限どおりに払い込むこと。

外商投資企業連合年度検査に合格済みであること。

本申請表に記入した情報は、完全で、正確で、真実であり、提出したすべての資料は、完全で、正確で、合法的であること。

付属文書三：

外商投資非商業企業 / 投資性公司販売經營範圍追加申請表

報告文書番号

企業名称		
批准證書批准番号		
輸出入企業コード		
登録住所		
総投資額		
登録資本		
元の經營範圍		
追加申請予定の經營範圍		
登録資本中少なくとも 3000 万米ドルが『外国企 業の投資による投資性公 司の規定』第 8 条規定に合 致する	はい	
	いいえ	
前年度の合同年度検査に 合格している	はい	
	いいえ	
契約 / 定款の規定にもと づいて期限どおりに登録 資本を払い込んでいる	はい	
	いいえ	
異地に設立予定の店舗数		
省級商務部門の初審意見		

省級商務部門印：

1 - 新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連問題に関する緊急通知

国家税務総局

国税発明電[2004]37号

2004年7月1日発布 2004年8月1日施行

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局：

最近の一時期に税務機関が取り締まった増値税違法事件から見ると、犯罪者の多くは商業貿易企業登録をして隠れ蓑とし、増値税専用伝票（以下、専用伝票と略称）をだまして購入し、伝票をカラ発行した後、素早く脱税【原文：走逃。以下、同じ】するという手段で国の税金を詐取している。この種の犯罪活動は社会の正常な経済秩序を著しく妨害し、国家税収の大量流失を招いている。同時に、税務機関の現在の増値税一般納税者（以下、一般納税者と略称）の認定および管理面には大きな抜け穴が存在することも明るみに出た。伝票のカラ発行や税金詐取の犯罪行為を取り締まり、防止するため、国家税務総局は新規設立企業一般納税者に対する認定管理方法をさらに整備し、商業貿易企業に対する増値税の徴収管理を規範化することを決定した。ここに関連問題について以下のように通知する。

一．新規設立商業貿易企業一般納税者に対する分類管理の実行

(一) 新規設立の小型商業貿易企業に対しては、現在の年間予想売上を照らして増値税の一般納税者を確定するという方法を変更する。新規設立の小型商業貿易企業は、税務登記の日より1年以内に実際の売上額が180万元に達しなければならず、そうでなければ一般納税者の資格認定を申請することができない。

1．新規設立小型商業貿易企業が一般納税者に認定されるまでは、一律、小規模納税者として管理する。

2．1年以内に売上額が180万元に達した後、税務機関は企業の申告資料および実際の経営、納税申告状況について審査評価を行い、誤りがないか確認した後、一般納税者として認定することができ、かつ引き続き納税指導期間管理制度（以下、指導期間一般納税者管理と略称）を実行する。

3．指導期間終了後、主管税務機関の審査同意を経て正式一般納税者になることができ、正常一般納税者として管理する。

(二) 固定の経営場所を設置するおよび貨物の現物を有する新規設立商業貿易小売企業、および登録資本金が500万元以上、人員が50人以上の新規設立大中型商業貿易企業が税務登記を行う際、つまり一般納税者資格認定申請を提出した場合については、一般納税者と認定し、直接指導期間に入り、指導期間一般納税者管理を実行する。

指導期間が終了した後、主管税務機関の審査同意を経て、普通の一般納税者に変更することができ、正常一般納税者として管理する。

経営規模が大きく、固定の経営場所、固定の貨物売買ルート、整備された管理と採算体系を有する大中型商業貿易企業は、指導期間一般納税者管理を実行せずに、直接普通の一般納税

者として管理することができる。

二．新規設立商業貿易企業の一般納税者資格に対する審査認可管理

一般納税者資格認定を申請する新規設立商業貿易企業に対し、主管税務機関は一般納税者認定基準や手続きに厳格に照らして、申請資料に対して審査認可を行わなければならない。

(一)書類審査

商業貿易企業一般納税者認定申請の全ての資料に対して真剣に審査を行い、その資料が整っており、正確か否かを審査する。

(二)面談

面談の根本的な目的は、面談の対象との直接交流を通じて納税者の関連状況を把握実証し、これを以ってその納税者が正常経営者であるか否かを確認することにある。

企業の法定代表者との面談は、企業の登記登録の状況、企業の定款、組織構成、意思決定の手続き、管理者層の状況、経営範囲および経営状況など企業の全体状況を重点的に把握しなければならない。

企業出資者との面談は、出資者と企業経営管理面の関係を重点的に把握しなければならない。

主管財務者との面談は、企業の銀行口座状況、企業の登録資金および経営資金状況、販売収入状況、財務会計採算状況、納税申告および実際の納税状況を重点的に把握しなければならない。

販売、買付、倉庫保管輸送など関連業務主管者との面談は、企業の買付販売業務の真実度を把握する。

面談の内容については、記録を行い、面談に参加した者が署名しなければならない。

(三)実地検査

実地検査は評価の疑問点と面談の内容を実証する重要な過程である。実地検査の際は、2名（或いは2名以上）の税務職員が同時に現場へ赴かなければならない。

検査の内容には、営業許可証および税務登記証、企業経営場所の所有権或いは賃貸証明、原材料および商品の出入庫伝票、輸送費用伝票、水道電気費用伝票、法定代表者および主要管理者の身分証明、財務職員の資格証明、銀行の預金証明、関係機関の出資検証報告、売買契約原本および公証資料、資金の出納帳などが含まれる。

実地検査においては、真剣に事実と照合して、商業小売企業、大中型商業貿易企業、小型商業貿易企業および生産企業に区分しなければならない。上述の検査内容に照らして全面的に審査するほか、生産企業に対しては、生産用工場建屋、設備など必須の生産条件を有しているかを特に検査しなければならない。商業貿易小売企業に対しては、固定の経営場所および貨物の現物を有しているかを特に検査しなければならない。大中型商業貿易企業に対しては、登録資金、銀行の預金証明、銀行口座および企業の人数を特に検査しなければならない。

三．指導期間の一般納税者管理

一般納税者の納税指導期間は一般に6カ月を下回ってはならない。指導期間内において、主管税務機関は増値税の税收政策および徴収管理制度の宣伝指導業務を積極的により良く行い、同時に以下の方法で補導期間の一般納税者に対して増値税の徴収管理を行わなければならない。

(一)小型商業貿易企業に対しては、主管税務機関は面談と実地検査の状況にもとづいて量と金額

に上限のある専用伝票を発売し、その増値税偽造防止税コントロール領収書システムの最高発行限度額は1万円を超えてはならない。専用伝票の購入受領は、回数ごとの量制限コントロールを実行する。主管税務機関は企業の実際の年間売上額および経営状況にもとづいて毎回の専用伝票の供給量を確定する。但し、1回に発売する専用伝票の数量は25部を超えてはならない。

- (二) 商業貿易企業および大中型商業貿易企業に対しても、主管税務機関は企業の実際の経営状況にもとづいて量と金額に上限のある専用伝票を販売しなければならず、その増値税偽造防止税コントロール領収書システムの最高限度額は、関係する税務機関が現行の規定に照らして審査認可する。専用伝票の購入受領も回数ごとの量制限コントロールを実行し、主管税務機関は企業の実際の経営状況にもとづいて毎回の供給数を確定することができるが、1回に発売する専用伝票の数量は25部を超えてはならない。
- (三) 企業が回数ごとに購入受領する量ではその月の経営の需要を満足できない場合は、再度購入受領することができるが、1回ごとの追加購入前に、前回購入受領し、かつ発行済みの専用伝票販売額の4%を根拠として、主管税務機関へ増値税を前納しなければならず、増値税税額を前納しない企業は、主管税務機関は専用伝票の追加販売をしてはならない。
- (四) 毎月の1回目に購入受領した専用伝票が、月末になってもなお未使用の場合、主管税務機関は翌月の専用伝票発売の際、前月の未使用専用伝票の数量に照らして、その翌月の専用伝票の供給量を相応に減らさなければならない。
- (五) 毎月の最後に購入受領した専用伝票が、月末になってもなお未使用の場合、主管税務機関は翌月1回目の専用伝票発売の際、毎回査定する数量と前月の未使用専用伝票の数量を相殺した後の残りの量を販売する。
- (六) 指導期間内において、商業貿易企業が取得した専用伝票の控除控え、税関の輸入増値税専用納税書、廃品物資普通伝票および貨物輸送伝票をクロス会計検査し、照合して誤りがなければ、控除することができる。
- (七) 企業が翌月に納税申告を行う際は、一般納税者の納税額の計算方法に照らして増値税申告を計算する。前納増値税額が納税額を超えている場合、主管税務機関の誤りが無いとの評価、事実確認を経て、過大納付税額分は次期の納税額の中から控除することができる。

四．正常一般納税者への変更に対する審査認可および管理

(一) 正常一般納税者への変更の審査認可

納税指導期間が6カ月に達した後、主管税務機関は商業貿易企業に対して全面審査を行い、以下の条件に同時に合致するものについては、正式一般納税者として認定することができる。

- 1．納税評価の結論が正常である。
- 2．面談、実地検査の結果が正常である。
- 3．企業の税金の申告、納税が正常である。
- 4．企業が仕入れ税額、販売税額を正式に計算することができ、かつ専用伝票とその他合法的な仕入れ税額控除証明を正しく取得、発行していること。

上述の条件の1つに合致しない商業貿易企業は、主管税務機関がその納税指導期間を延長する、或いはその一般納税者資格を取り消すことができる。

(二) 正常一般納税者への変更の管理

商業貿易企業が指導期間を終了し、正式一般納税者に変更された後、原則上はその増値税偽造防止税コントロール領収書発行システムの最高限度額は1万円を超えてはならないが、指導期間内の実際の売上額が300万元以上で、かつ税金を全額納付しているものについては、審査認可を経て、金額が10万円以下の専用伝票を発行することができる。

金額が1万円以下の専用伝票のみを発行する小型商業貿易企業については、大口貨物取引がある場合、国の公証部門が公証した貨物取引契約に依り、主管税務機関の審査同意を経て、金額が10万円以下の専用伝票を適量発行し、当該取引の必要を満足させることができる。

大中型商業貿易企業が指導期間を終了し、一般納税者に変更された後、その増値税偽造防止税コントロール領収書発行システムの最高限度額は、関係する税務機関が企業の実際の経営状況にもとづき、現行の規定に照らして審査認可する。

五．各地の税務機関は、本通知の下達前に一般納税者として認定済みの小型商業貿易企業（特に1年以内に税務登記を行った小型商業貿易企業）に対して、一度全面検査を行わなければならないが、会計担当者の配置、会計帳簿の設置および会計計算の方法において要求に合致しないものがある場合、増値税専用伝票のカラ発行行為がある場合、規定にもとづいた増値税専用伝票の発行をせずに深刻な結果をもたらした場合、固定の経営場所を持たないなどの問題がある場合については、その一般納税者資格を取り消さなければならない。各地は小型商業貿易企業に対する増値税管理業務を重視し、小型商業貿易企業の増値税に対する監督、コントロールを強化しなければならない。

六．毎月の増値税納税申告期間終了後の翌日、徴収部門は増値税納税申告（偽造防止税コントロールICカードでの納税申告を含む）を行っていない、或いは申告済みではあるが税務機関の認可を経ずに増値税未納の商業貿易企業リストを管理部門へ提出しなければならないが、管理部門は直ちに現地検査を行い、企業が脱税していることを発見した場合は、その日のうちに税務登記および伝票管理に責任を負う部門に通知し、かつ『増値税一般納税者脱税報告表』（添付）に記入し、その企業の購入受領済みではあるが税務機関に申告していない或いは申告はしているが増値税未納付の専用伝票情報も同時に地市局、省局および総局へ報告しなければならない。主管税務機関は速やかに関係銀行へ通知し、当該企業の銀行口座を凍結し、かつ直ちに公安機関へ事件として届出る。

主管税務機関は、脱税商業貿易企業のコントロール不能伝票情報の電子データを1日ごとに報告しなければならない。総局は7月初旬に非正常納税者コントロール不能伝票のスピード対応システムを配置実施し、偽造防止税コントロールシステムにコントロール不能伝票と認証待ち伝票の照合機能、およびコントロール不能伝票と認証済み伝票の照合機能を追加し、かつ全国のコントロール不能伝票データの毎日更新を実現する。総局は『増値税一般納税者脱税報告表』情報について最新のものを通報する。

七．上述規定は2004年8月1日より執行する。本通知第一条(一)款および第五条の規定は、本通知を受け取った日より実施する。

2 - 個人が取得する年間一回払賞与など個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する通知

国家税務総局

国税発[2005]9号

2005年1月21日発布 2005年1月1日施行

各省・自治区・直轄市および計画単列市の地方税務局、局内の各单位：

個人が取得する年間一回払賞与の徴税問題を合理的に解決するため、研究を経て、ここに個人所得税徴税の関連弁法の調整について以下のように通知する。

一．年間一回払賞与とは、行政機関、企業事業単位などの源泉義務者が、その年間の経済効果利益および従業員の年間業務業績に対する総合考査状況にもとづき、従業員に支払う一括払いの賞与を指す。

上述の一括賞与には、年末昇級、年俸制および成果賃金の方法を実行する単位が考査の状況にもとづいて支払う年俸および成果賃金も含まれる。

二．納税者が取得する年間一回払賞与は、単独で1カ月の賃金や給与所得として納税額を計算し、かつ以下の税計算方法にもとづいて、源泉徴収義務者が支払う際に控除して納税する。

(一)まず、従業員が当月内に取得した年間一回払賞与を12カ月で割り、その値に応じて適用税率および速算控除額を確定する。

年末一括賞与を支払う当月に、従業員の当月の賃金や給与所得が税法で規定する費用控除額を下回る場合は、年間一回払賞与を「従業員の当月賃金給与所得と費用控除額の差額」から差し引いた後の残額を、上述の方法にもとづいて、年間一回払賞与の適用税率および速算控除額を確定しなければならない。

(二)従業員個人の当月内に取得した年間一回払賞与を、本条第(一)項で確定した適用税率および速算控除額にもとづいて計算し、徴税する。計算公式は以下のとおり。

1．従業員の当月の賃金給与所得が税法で規定する費用控除額を上回る(或いは等しい)場合に適用する公式：

$$\text{納税額} = \text{従業員が当月取得した年間一回払賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

2．従業員の当月の賃金給与所得が税法で規定する費用控除額を下回る場合に適用する公式：

$$\text{納税額} = (\text{従業員が当月取得した年間一回払賞与} - \text{従業員の当月賃金給与所得と費用控除額の差}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

三．1納税年度内において、各納税者に対し、当該税計算方法は1度だけ採用することを許可する。

四．年俸制および成果賃金を採用している単位では、個人が年末に支払われる年俸および成果賃金を取得した場合は、本通知第二条、第三条にもとづいて執行する。

五．従業員が取得する年間一回払賞与以外のその他の各種名目の賞与、例えば6カ月賞与、四半期賞与、残業賞与、模範賞与、出勤考査賞与などは、一律当月の給与や賃金収入と合算し、税

法の規定にもとづいて個人所得税を納付する。

六．住所のない個人が取得する本通知第五条で述べる各種名目の賞与で、当該個人が当月我が国国内において納税義務がない、或いは当該個人が出入国の理由により当月我が国における業務時間が1カ月に満たない場合は、『国家税務総局の我が国国内に住所のない個人が取得する賞与の徴税問題に関する通知』（国税発〔1996〕183号）に照らして計算し、納税する。

七．本通知は2005年1月1日より施行する。以前の規定が本通知と一致しない場合は、本通知の規定にもとづいて執行する。『国家税務総局の中国国内に住所のある個人が取得する賞与の徴税問題に関する通知』（国税発〔1996〕206号）および『国家税務総局の企業経営者が年俸制を試行した後個人所得税を如何に計算徴収するかに関する通知』（国税発〔1996〕107号）は、同時に廃止する。

3 - 国内外資銀行外債管理弁法

国家発展・改革委員会 中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会令

第 9 号

2004 年 5 月 27 日 発 布 2004 年 6 月 26 日 施 行

第一条 国内の内資および外資金融機関の公平競争を促進し、外債の規模を有効にコントロールし、外債リスクを防止するため、『中華人民共和国外資金融機関管理条例』、『中華人民共和国外為管理条例』および関係する外債管理の規定にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう外資銀行とは、『中華人民共和国外資金融機関管理条例』および関連する法律法規に照らして、中国国内において設立された外資独資銀行、中外合弁銀行および外国銀行の支店を指す。

第三条 国は国内の外資銀行の外債に対して総量コントロールを実行する。国内の外資銀行の外債には国外借款、国外同業者間短期借入、国外同業者間預金、国外本支店および付属機関取引（負債側）、非居住者預金およびその他の形式での対外負債が含まれる。

第四条 国家発展・改革委員会（以下、国家発展改革委という）は、中国銀行業監督管理委員会（以下、銀监会という）、国家外為管理局（以下、外為局という）と共に、国民経済および社会発展の需要、国際収支状況および外債引受け能力、国内外資銀行の貸借対照表および資金運営の必要などにもとづいて、国内外資銀行の外債総量および中長期と短期外債構造のコントロール目標を合理的に確定する。

第五条 国内外資銀行が借り入れる外債で、契約期限が 1 年以上（1 年期を含まない）の中長期外債は、国家発展改革委が年度毎に発生額を査定する。契約期限が 1 年以下の短期外債は、外為局が残高を査定する。

第六条 毎年 2 月末までに、国内外資銀行は、それぞれ国家発展改革委或いは外為局へ、当該年度の中長期外債発生額或いは短期外債残高に関する申請を提出しなければならない。その内、外資独資銀行、中外合弁銀行は、それぞれ商業登録所在地の発展改革委或いは外為局の分支機構を通じて、段階的に国家発展改革委或いは外為局まで申請を提出する。外国銀行の支店は、中国国内における主報告行（訳注：支店）が直接国家発展改革委或いは外為局へ申請を提出する。主報告行がない場合は、商業登録所在地の発展改革委或いは外為局の分支機構を通じて、段階的に国家発展改革委或いは外為局まで申請を提出する。

第七条 国内外資銀行の年度外債総額申請は、それぞれ国家発展改革委或いは外為局へ以下の資料を提出しなければならない。

(一) 中長期或いは短期外債借り入れの申請報告は、内容に前年度の業務経営状況、資金の源泉および運用状況、申請する外債金額の根拠および資金の用途などが含まれる。

(二) 国外本店或いは地区管理部が認可した中国国内債務者に対する年度与信限度額文書。

(三) 外資独資銀行、中外合弁銀行は、銀监会へ送付した前年度の国内連結貸借対照表および損益計算書を提出しなければならない。

外国銀行の支店は、銀监会へ送付した前年度の貸借対照表および損益計算書、国内営業性分支機構の前年度の貸借対照表および損益計算書を提出しなければならない。

(四)申請者の流動性需要或いは資金用途に関する証明資料。

第八条 国家発展改革委、外為局は、国内外資銀行の前年度の外債借り入れ状況、その国外本店或いは地区管理部が認可した当該年度の中国国内債務者の年度与信限度額、国内借款プロジェクト要求（中長期外債）および流動性需要（短期外債）に対して、国内外資銀行の当該年度の中長期外債発生額および短期外債残高をそれぞれ査定する。国内外資銀行が当該年度において新たに借り入れる中長期外債は、国家発展改革委が査定した金額を超えてはならない。当該年度内における何れの時点の短期外債残高も外為局が査定した残高を超えてはならない。

第九条 外債総額が確定された後、国内外資銀行は、業務の必要に応じて年度内において国家発展改革委或いは外為局へ調整の申請を一度行うことができる。国家発展改革委或いは外為局は、状況に応じて認可するか否かを決定する。

第十条 国内外資銀行が国内機関へ貸付けた外貨貸付は、国内外貨貸付方式に照らして管理する。輸出荷為替を除き、国内外資銀行が国内機関へ貸付けた外貨貸付は人民元買いを行ってはならない。

第十一条 国内外資銀行が対外提供する担保は、対外担保にもとづいて管理を行う。国内機関が国内債務者のために国内外資銀行へ提供する担保は、国内担保にもとづいて管理を行う。

第十二条 国内外資銀行が借り入れた外債資金は、人民元買いを行ってはならず、元本返済利息支払いにあたっては、外貨を買入れてはならない。国内外資銀行がその外債取引下で元本返済利息支払いを行うには、外為局の認可は必要ない。

外為局の認可を経て、国内機関は国内外資銀行を選択して外債取引専用口座を開設する事ができる。

第十三条 外為局は国外外資銀行の外債および国内外貨貸付の統計、監視測定業務に対して責任を負う。国内外資銀行は、毎月初の5営業日以内に登録地の外為局分支機構へ外債統計データを送付し、かつ国内外貨貸付の関係規定に照らして当該地の外為局へ国内外貨貸付の関連情報を送付しなければならない。

第十四条 外為局は、国内外資銀行の外債借り入れ状況および外貨貸付状況に対して定期的および不定期に現場或いは非現場検査（訳注：書面による検査）を行う。本弁法の規定に違反する場合は、外為局が『中華人民共和国外為管理条例』および関連する法律法規にもとづいて処罰を行うことができる。

第十五条 本弁法は国家発展改革委、人民銀行が解釈に責任を負う。これ以前のその他の規定が本弁法と抵触する場合は、本弁法を基準とする。

第十六条 本弁法は頒布の日より30日後に施行する。

3 - 2005 年の国外外資銀行短期外債指標査定業務に関する通知

国家外為管理局

匯発[2005]4 号

2005 年 1 月 26 日 発 布 2005 年 4 月 1 日 施 行

国家外為管理局の各省・自治区・直轄市の分局・外為管理部、深セン・大連・青島・廈門・寧波市の分局：

『国内外資銀行外債管理弁法』(以下、『弁法』と略称)にもとづき、ここに2005年度の国内外資銀行(以下、「外資銀行」と略称)の短期外債指標査定業務の関連問題について以下のよう
に通知する。

一．2005年度の外資銀行短期外債指標査定の原則

- (一) 各関係部局は外資銀行の2005年の短期外債指標を査定する際、実際に則して正確に行う原則にもとづき、所轄内の各外資銀行の短期外債指標需要を客観的に評価しなければならない。査定する外資銀行の短期外債指標は、外資銀行の正常な業務発展の需要を満足させると共に、外資銀行の短期外債の規模を効果的にコントロールしなければならない。
- (二) 短期外債指標の査定は、『弁法』中で確定されている関係する原則および要求に厳格に照らし、同時に以下の要素を考慮しなければならない。
 - 1．外資銀行の直近2年、とくに2004年下半期の各項外貨貸付残高の変化状況。各項外貨貸付残高の変動状況は、短期外債指標を査定する重要な参考根拠の1つである。
 - 2．外資銀行の2004年11月調整後の短期外債指標および年末の実際の短期外債残高。
 - 3．外資銀行の2005年度業務発展計画。

二．2005年度の外資銀行短期外債指標査定および管理方法

- (一) 国家外為管理局は、各関係分局(外為管理部)所轄内の外資銀行の短期外債について総量コントロールを実行する。認可された短期外債残高の範囲内において、分局(外為管理部)は、所轄内の各行外資銀行外債の具体的状況および銀行業務の変化にもとづき、短期外債指標について適度に調節することができる。
- (二) 外資銀行の管理体制に鑑み、2005年およびそれ以降の外資銀行の短期外債指標の査定は、原則として2004年の査定方法を参照する。すなわち、各関係分局(外為管理部)が当該地のすべての外資銀行の短期外債指標を査定し、かつ国家外為管理局へ報告して認可を受ける。
- (三) 外資銀行の主報告銀行が資金の管理および監督の職能を備え、その他分支機構の短期外債残高監視の完全案を提供することができる、或いはその他分支機構の資金短期借入れがすべて主報告銀行を通じて操作されており、その上級銀行の授権および所在地外為分局の認可を経ている場合は、主報告銀行が所在地外為分局へ短期外債指標の申請を行うことができる。主報告銀行所在地の外為分局は、主報告銀行の申請について初審を行った後、国家外為管理局へ報告

して認可を受ける。

国家外為管理局が査定した短期外債指標の範囲内において、主報告銀行の各メンバー銀行間では、使用する外債指標を調節することができる。

主報告銀行制度を実行する外資銀行で、その所有する国内分支機構の毎日の実際短期外債残高は、査定された指標の範囲内にコントロールされなければならない。

主報告制度を実行する各メンバー銀行は、自行の必要に応じて単独で主報告銀行へ短期外債指標要求申請を提出しなければならない。かつ外為局へ申請を直接提出する際に提出が必要な資料要求に照らして、同時に所在地外為分局へも写しを報告して記録してもらわなければならない。国家外為管理局は、当該主報告銀行の短期外債指標に対して回答を行う際、その所在地外為分局へ下達すると同時に、その他メンバー銀行所在地の外為分局へも写しを送付する。

(四) 主報告銀行申請制度を実行する外資銀行は、主報告銀行所在地の外為分局（外為管理部）が、主報告銀行の短期外債状況について監督管理を実行し、異地のメンバー銀行の短期外債残高に関する状況は、当該メンバー銀行所在地の外為分局（管理部）が事実照合に協力する。

(五) 主報告銀行は、その日のうちに所在地外為分局へ、当該銀行の前業務日の国内分支機構すべての短期外債残高を報告しなければならない。

三．2005年の指標申請手続きおよび認可の関連業務

(一) 各関係分局は、適切な方式で所轄内の外資銀行へ2005年短期外債指標申請を送付するよう通知しなければならない。各関係分局の通知を受け取った日より10業務日以内に申請の提出がない場合は、2004年の調整後に査定した短期外債指標を当該外資銀行の2005年の指標とする。

(二) 外資銀行が各関係分局へ短期外債指標の申請を提出する際、『弁法』で要求する資料を提出するほか、外国独資銀行、中外合弁銀行は、銀监会の2004年度国内合併貸借対照表および損益計算書を提出しなければならない。外国銀行の支店は、銀监会の当該支店2004年度貸借対照表および損益計算書を、国内の営業性分支機構は、当該年度の合併貸借対照表および損益計算書（人民元業務がある場合は、単独で外為財務諸表も）を提出しなければならない。主報告銀行が所在地外為分局へ短期外債指標を申請する際は、その上級銀行の授權文書も提出し、かつ各メンバー銀行が提出した短期外債指標需要計画、各メンバー銀行が記入した『国内外資銀行の短期外債指標申請状況表』および関係する外為財務諸表も提出しなければならない。

(三) 各関係分局は、文書到着の日より外資銀行が提出した2005年短期外債指標申請を受理することができる。2005年3月15日までに当該所轄区の外資銀行2005年度の短期外債指標に対する査定業務を完了させ、同時に外資銀行の申請報告および『国内外資銀行の短期外債指標申請の基礎情報報告表』（電子ファイル。システム内のメールボックスを通じて別途公布する）を、国家外為管理局へ転送報告して認可を受ける。国家外為管理局は、2005年3月31日までに、各分局へ集中して所轄内外資銀行の短期外債指標総額を下達する。

(四) 国内外資銀行が米ドル以外のその他の貨幣で借り入れる短期外債は、短期外債残高の適合性を審査する際、国家外為管理局が毎月初に公布する『各種貨幣の対米ドル換算率表』に照らして換算を行う。

(五) 外資銀行は、2005年12月31日までのそのコンピュータシステムおよび会計システ

ム上で居住者口座および非居住者口座を区別し、非居住者預金（機関および個人、人民元および外貨を含む）に対する統計制度を確立し、整備しなければならない。

四．外資銀行の外貨担保問題について

（一）『国家外為管理局の「国外外資銀行外債管理弁法」実施の関係問題に関する通知』（匯発[2004]59号）の規定にもとづき、国内の外資銀行は、国内企業の人民元借入に外貨担保を提供してはならない。

人民元業務を開放していない地区の国内外資銀行は、当該省、市の外商投資企業が借用する人民元借入に外貨保証を引き続き提供することができる。債務者が人民元借入を返済することができず、国内外資銀行が代わって契約を履行する場合、人民元の貸出銀行は、商業登録所在地の外為局へ申請を提出し、外為局の認可を経た後、はじめて人民元転することができる。

（二）外為指定銀行が外商投資企業へ人民元貸出を提供する場合、債務者の外貨質権を受け入れることができるが、質権設定される外貨の出所は、企業の資本金口座および経常取引外貨口座に限られる。

（三）国内の外為指定銀行（中資銀行および外資銀行）が国内外商投資企業へ人民元貸出を行う際、国外機関が提供する保証を受け入れることができる。外商投資企業が国外機関の保証付きの人民元貸出を申請する場合は、まず当地の外為局で「国外保証付きの人民元貸出偶発債務登記表」（以下、「偶発債務登記表」と略称）を受領し、かつ関係する登記手続を行わなければならない。

外為局の審査を経て、外商投資企業が借入れた短期外債の残高、中長期外債発生額および国外機関の保証付き人民元借入残高の合計が、その総投資額と登録資本との差額を超えない場合は、登記手続を行うことができる。投資総額と登録資本との差額を超える場合は、登記を行わない。

（四）外為指定銀行は、外商投資企業と国外機関の保証付き人民元借入契約を締結する際、債務者が外為局から受領した「偶発債務登記表」を検査しなければならない。外商投資企業が人民元貸出偶発負債登記手続を行っておらず、国外機関が契約を履行する場合は、外為局はその人民元貸出を行った外為指定銀行の人民元転を認可しない。

（五）外商投資企業が登記手続を行っており、国外機関が契約を履行する場合、人民元の貸出銀行は「偶発債務登記表」のコピーおよび関係文書を所在地の外為局へ提出して申請し、所在地外為局の認可を経た後に初めて人民元転することができる。国外機関が契約を履行した後、外商投資企業が形成する対外負債は外債管理に組み入れなければならない。即ち「投資総額と登録資本金額の差」管理である。

（六）上述規定は2005年4月1日より施行する。これ以前に発生した外貨担保の付いた人民元貸出業務は、銀発[1999]223号文件に照らして執行し、別途追加登記手続を行う必要はない。

（七）以上の規定と銀発[1999]223号文、匯発[2004]59号文の関連規定に食い違いがある場合は、本規定を基準とする。

以上通知する。遵守して執行されたい。執行中に問題がある場合は、速やかに総局資本公告司へフィードバックされたい。

付属文書 1 : 『国内外資銀行の短期外債指標申請状況表』(略)

2 : 『2005年国内外資銀行の短期外債指標申請の基礎情報報告表』(略)

3 : 『国外保証付きの人民元貸出偶発債務登記表』(略)

- 1 『外商投資企業労働管理規定』発布に関する通知

労働部、対外貿易経済合作部

劳部発[1994]246号

1994年8月11日発布 施行

各省・自治区・直轄市・経済特区および計画単列市の労働（労働人事）庁・対外経済貿易委員会（庁、局）海南省経済合作庁、湖南省招商局、上海市・廈門市外貿委、深セン市外資弁、ハルビン市外資局、国務院各部門、総公司、計画単列企業集団労働工資司（処）：

ここに『外商投資企業労働管理規定』を発布するので、各地の状況に合わせて徹底執行されたい。

外商投資企業労働管理規定

第一条 外商投資企業（以下、企業と略称）およびその従業員の合法的權益を保障し、企業と従業員間の安定して協調性のある労働関係を確立、擁護するため、国の法律、行政法規にもとづいて、本規定を制定する。

第二条 本規定は、中華人民共和国国内に設立された中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外資企業、中外株式有限公司およびその従業員に適用する。

第三条 県および県以上の各級人民政府の労働行政部門は、本規定にもとづいて、企業の雇用、研修、賃金、保険福利待遇および労働安全衛生などについて監察を実行する。

第四条 企業が制定する規則制度は、国の法律、行政法規に違反してはならない。

第五条 企業は国の関係する法律、行政法規に照らして、従業員募集の時期、条件、方式、人数を独自に決定する。

企業が従業員を募集するには、企業所在地の労働部門が認めた職業紹介センター（所）で募集することができる。現地の労働行政部門の同意を経れば、直接或いは地区を跨いで募集することもできる。

企業は労働関係が解除されていない従業員を募集してはならない。少年工の使用は禁止する。

第六条 企業が従業員を募集する際は、中国国内において中国側従業員を募集しなければならない。外国籍および台湾、香港、マカオ地区の人員を募集する必要がある場合は、国の関係する規定に照らし、現地労働行政部門の認可を経て、就業証などの関係手続を行わなければならない。

第七条 企業は従業員研修制度を確立し、従業員に対して職業研修を行わなければならない。技術的職種に従事する、或いは特殊技能が要求される従業員については、研修を経た後、免許書を持って職務につかななければならない。研修費用は、国の関係する規定に照らして引

当て、使用しなければならない。

第八条 労働契約は、従業員個人と企業が書面の形式で締結する。工会組織（工会組織がない場合は、従業員代表を選出する）は従業員を代表して、労働報酬、労働時間や休暇、労働安全衛生、保険福利などの事項について、企業と協議談判を通じて集団契約を締結することができる。

労働契約、集団契約の内容は、国の関係する法律、行政法規に合致しなければならない。

第九条 労働契約の締結後、1カ月内に現地の労働行政部門で契約内容の審査確認を行わなければならない。集団契約の締結後は、現地の労働行政部門へ届出なければならない。労働行政部門が受け取った日より15日以内に異議を唱えない場合、集団契約は即時効力を発する。

第十条 労働契約の期間満了或いは双方が約定する終了の条件が生じれば、労働契約は即時終了する。双方の同意を経れば、労働契約を継続締結することができる。労働契約の変更は、双方の協議同意を経て、かつ労働契約の変更手続きを行わなければならない。労働契約の変更内容は、労働契約双方が相談して決定する。

第十一条 以下に挙げる状況の1つにある場合、企業或いは従業員は労働契約を解除することができる。

(一)労働契約の当事者の話し合いが一致した場合。

(二)試用期間内に採用条件に合致しない、従業員が労働契約を履行しない、労働規律や企業が法に依って制定する規則制度に著しく違反した場合、および労働教護或いは刑罰に処せられた場合。

(三)企業が暴力、威嚇、監禁或いはその他人身の自由を妨害する手段で労働を強要した場合、企業が労働契約を履行しない、或いは国の法律、行政法規に違反して従業員の合法的權益を侵害した場合、従業員は労働契約を解除することができる。

第十二条 以下に挙げる状況の1つにある場合、企業は工会の意見を求めた後、労働契

約を解除することができる。但し、30日前までに書面の形式で従業員本人に

通知しなければならない。

(一)従業員が病気にかかる或いは業務により負傷し、医療期間満了後、元の業務に従事することができない、或いは企業が別途手配した業務に従事できない場合。

(二)従業員が研修や職場の調整を経て、なお業務に不適任である場合。

(三)労働契約締結時に依拠した客観的状況に変化が生じ、元の労働契約を履行するすべがなくなり、双方の話し合いを経ても労働契約の変更について合意に達しない場合。

(四)法律、行政法規で規定するその他の状況。

第十三条 従業員が職業病にかかる、或いは業務により負傷し、かつ労働能力をすべて或いは一部喪失したと確認された場合、従業員が病気にかかり、規定の医療期間内である場合、女性従業員が妊娠期間、出産期間、授乳期間にある場合、雇用単位は労働契約を解除してはならない。職業病にかかる、或いは業務により身体障害者となった従業員本人が労働契約の解除を要求した場合、企業は現地政府の規定にもとづき、社会保険機関へ業務による身体障害者就業配置費を納付しなければならない。従業員が病気にかかる、或いは業務外での負傷の医療期間は、現行の規定にもとづいて執行する。

第十四条 企業の賃金分配は、同業務同賃金の原則を実行しなければならない。従業員の賃金水準は、企業の経済発展を基礎に、年毎に引き上げなければならない。企業従業員の賃金水準は、企業が現地人民政府或いは労働行政部門が公布する賃金ガイドラインにもとづき、集団折衝を通じて確定する。

従業員の法定労働時間内の最低賃金は、現地の最低賃金基準を下回ってはならない。

第十五条 企業は貨幣の形式で、期日どおりに従業員の賃金を満額支払わなければならない。毎月少なくとも1回支払い、かつ従業員のために個人所得税を代理控除し、代理納付する。

第十六条 企業は、関係する規定に照らして労働賃金統計を行い、かつ所在地区の労働行政部門、財務部門、統計部門および企業主管部門へ労働賃金統計報告表を送付しなければならない。

第十七条 企業は、国の関係する規定に照らして養老、失業、医療、労災、出産などの社会保険に付保し、地方人民政府が規定する基準に照らして、社会保険機関へ期日どおりに、満額社会保険費を納付しなければならない。保険費は国の規定に照らして支出に計上しなければならない。従業員個人も、関係する規定に照らして養老保険費を納付しなければならない。

第十八条 企業は、従業員の『労働手帳』および『養老保険手帳』制度を確立し、従業員の勤続年数、賃金および養老、失業、労災、医療など社会保険費用の納付と支出状況を記録しなければならない。

第十九条 企業は、本規定第十一条第一、三款、第十二条の規定に照らして労働契約を解除した従業員に対し、生活補助費を一括で支給しなければならない。本規定第十二条第一款の規定に照らして労働契約を解除したものについては、生活補助費を支給するほか、医療補助費も支給しなければならない。

第二十条 生活補助費および医療補助費基準は、その従業員の当該企業における就業年数にもとづいて計算する。生活補助費は、満1年ごとに本人の1カ月の実収賃金相当を支給する。医療補助費は、当該企業での就業が5年に満たないものは、本人の3カ月の実収賃金相当を、5年以上のものは6カ月の実収賃金とする。当該企業での就業が6カ月以上で1年に満たないものは、1年として計算する。

生活補助費および医療補助費の計算支給基数は、本人の労働解除前半年間の平均実収賃金にもとづいて計算する。

第二十一条 企業が関係する規定に照らして解散を宣言する、或いは双方の話し合いを経て労働契約の解除に同意した際に、業務により負傷し或いは職業病にかかり、病院の証明を経て現在も治療或いは療養をしている従業員、医療が終了し、労働能力を完全に或いは一部喪失したと労働鑑定委員会が確認した従業員、補償金を享受する業務により死亡した従業員の遺族、妊娠期間、出産期間および授乳期間にある女性従業員、各項社会保険に加入していない従業員は、企業所在地区人民政府の関係する規定にもとづいて、社会保険機関へ必要な生活および社会保険費用を一括で支払わなければならない。

第二十二条 企業の従業員の在職期間における福利待遇は、国の関係する規定に照らして執行する。

第二十三条 企業は現地人民政府の規定に照らして、中国側従業員の住宅基金を引当て、使用しなければならない。

第二十四条 企業の従業員は、国が規定する祝祭日、公休休暇、帰省休暇、慶弔休暇、女性従業員の出産休暇などの休暇を享受する。

第二十五条 企業が締結した集団契約により、工会或いは従業員代表と紛争が生じ、紛争当事者双方が話し合いで解決できない場合は、現地労働行政部門が紛争当事者双方の話し合いによる処理を行うことができる。企業の集団契約の履行によって発生した紛争で、双方の話し合いを経ても解決できない場合は、法に依って仲裁を申請したり、訴訟を起こしたりすることができる。

第二十六条 企業の労働争議、労働安全衛生、労災事故報告および処理、業務時間、女性従業員および未成年工の特別保護などは、国の規定にもとづいて執行する。

第二十七条 企業或いは従業員的一方が労働契約に違反し、相手側の利益を損ない、相手側に損失を生じさせた場合は、賠償責任を負わなければならない。

第二十八条 企業が本条例の規定に違反して従業員を募集した場合、現地の労働行政部門は企業に対して、募集された者の月平均賃金の5倍から10倍の罰金に処し、かつその募集した従業員を戻すよう命じることができる。

第二十九条 企業の従業員の賃金が現地の最低賃金基準を下回る場合は、現地の労働行政部門が期限を切って是正を命じ、企業は最低賃金基準にもとづいて補填するほか、実際支給賃金と最低賃金基準の差額の20%から100%の割合で、従業員に賠償金を支払わなければならない。実際支給賃金と最低賃金基準の差額および賠償金の支払いを拒否した場合は、企業に対して実際支給賃金と最低賃金基準の差額および賠償金の倍から3倍の罰金に処する。恣意的に時間外労働をさせている場合は、直ちに是正しなければならず、是正しない場合は、規定を超えた総労働時間について、各人のその月の実収賃金の時間や日数の平均数の5倍で罰金に処する。

第三十条 企業が従業員のために社会保険手続を行わない場合、労働行政部門が規定する期限に照らして補足手続を行わなければならない。期限どおりに各項社会保険費を納付しない場合は、期限を過ぎた日より1日毎に納付すべき金額の2%の滞納金を追加徴収しなければならない。滞納金は、それぞれ各項社会保険費用に納入する。

第三十一条 企業が労働安全衛生規定に違反した場合、期限を切って是正或いは業務停止整頓を命じ、かつ関係する規定にもとづいて罰金に処する。

第三十二条 労働行政部門が労働監察を行うことを妨害或いは拒絶した場合は、月の経営および販売収入の1%以下の罰金に処する。

第三十三条 以上の各項罰金は、現地労働行政部門が警告を与えた後にもなお是正されない状況下で実施することができる。

第三十四条 上述の行政処罰は、労働行政部門が法に依って執行する。罰金はすべて国庫へ納める。

第三十五条 華僑および台湾、香港、マカオの投資者が中国大陸に投資して設立した合弁経営企業、合作経営企業および全資本を有する企業および株式有限公司は、すべて本規定を適用する。

第三十六条 本規定は労働部が解釈に責任を負う。

本規定は発布の日より施行する。過去の外商投資企業労働管理に関する規定が本規定と抵触する場合は、本規定にもとづいて執行する。

第 二 部

WTO 加盟 5 年目の中国外資政策関連法規の整備状況
(2005 年 1 月～12 月に公布・施行された法規)